

さぬき市総合計画後期基本計画

平成24年度～26年度

さぬき市

目 次

はじめに	2
施策1 活力ある産業基盤と地域づくり	3
施策2 未来につながる行政経営を推進するまちづくり	13
施策3 暮らしを支える安心快適なまちづくり	18
施策4 市民が主体のまちづくり	30
施策5 情報化と交流連携のまちづくり	33
施策6 健全な心身と思いやりを育む健康・福祉のまちづくり	38
施策7 主体性・創造性・生きがいを育む教育・文化のまちづくり	50
施策8 自然環境保全と環境に配慮したまちづくり	63
資料	68

はじめに

本市では、「さぬき市総合計画基本構想」を策定し、まちづくりの基本理念とする「自立する都市」の実現に向けて、8つの基本施策に沿った取組を進めています。

後期基本計画は、これまで推進を図ってきた前期基本計画が平成23年度をもって計画期間を終えることから、前期計画の評価を踏まえつつ、それぞれの行政分野における現状と課題に基づき、市の将来の発展に向けたまちづくりの目標と今後重点的に推進していく戦略及び具体的取組内容等を総合的に定めるものです。

この計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

この計画においては、基本施策に基づく目標や、目標に対する具体的取組内容等を次のように定めています。

目標……………基本施策において、どのような成果を得ようとするのか、目標像を表しています。

基本戦略……………目標の達成に向けて取り組むべき具体的方向を定めたもので、基本戦略が多岐にわたるものはテーマごとに整理し、以下「現状と課題」、「取組内容」、「成果の指標」で構成しています。

現状と課題……………前期基本計画における取組内容と評価を踏まえながら、基本戦略、またはテーマごとの現状と今後対処すべき主な課題を抽出しています。

取組内容……………現状と課題に基づき、計画期間内に重点的に推進していく具体的な取組内容を記載しています。

成果の指標……………基本戦略・テーマごとに、取組内容を推進していくことによって得ようとする成果の数値目標を記載しています。

この計画の推進にあたっては、本市を取り巻く様々な環境変化や、市民ニーズの動向に的確かつ速やかに対応し、柔軟で機動的な運用を図っていきます。

基本施策1 活力ある産業基盤と地域づくり

目 標

- 1 働く場が確保され、人と産業が
活性化したまちをつくる

基本戦略

- 1 企業誘致と工業振興
- 2 既存産業を支援する
 - 1 農業の振興
 - 2 林業振興と森林保全
 - 3 水産業の振興
 - 4 商業の振興
- 3 雇用の場を確保し労働環
境を充実する
- 4 定住者を増やす

1-1-1 企業誘致と工業振興

【現状と課題】

企業立地は、雇用の場の拡充、研究、開発機能の強化などにおいて、地域経済の発展に重要な役割を担っています。

本市の工業の状況は、平成22年工業統計調査によると、製造業の事業所数は144事業所、従業者数は4,889人、製造品出荷額は約1,185億円となっており、現在、志度臨海工業団地、末工業団地、高松東ファクトリーパーク、鵜部工業団地などを中心に食料品製造業、家具・装備品製造業、印刷・同関連産業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、機械製造業、運送業などの業種が立地しています。

市では、これまで、企業立地に係る助成制度の拡充や土地リース制度を設けて誘致に取り組んでいますが、リーマンショック以降の景気の悪化によって、立地に至るケースは限定的となっています。ただ、東日本大震災を契機に、工場リスク分散を図るための再配置を検討する企業も出始めており、市としては、企業立地に係る事業用地等の登録制度を導入し、不動産情報提供等に関する協定を締結するなど誘致に向けた取組を強化しています。

今後は、新規立地企業の誘致等により積極的に取り組み、優良企業の立地を一層推進するとともに、これまで比較的手薄であった地域企業への支援を強化し、地元徳島文理大学の協力を得た産学官連携による技術支援のほか、商工団体や事業者からのニーズを踏まえた幅広い支援策に取り組むなど工業振興策を推進していく必要があります。

【取組内容】

(1) 企業立地に係る情報収集及び情報提供の推進

潜在する企業立地情報を速やかに収集し、企業誘致を効果的に進めるため、関係機関、金融機関及び不動産事業者等との連携を図って情報収集に努める一方、市のホームページに企業立地専用コーナーを設けて、立地企業サイドから見て知りたい情報を網羅した企業誘致ガイドや市内の未利用地情報などを掲載するとともに、パンフレット等を作成し設置して効果的な情報発信に努め、企業誘致を推進します。

(2) 企業誘致ワンストップサービスの継続

相談から具体的立地手続きに至る一連のサービスの一元化を継続するとともに、その充実を図って、企業立地を支援します。

(3) 企業立地優遇措置の実施

企業立地促進助成金制度、工場誘致奨励金制度及び企業立地に係る土地リース制度等現行の企業誘致優遇制度を状況に応じて見直すなど、より魅力的かつ有効な制度の確立と運用に努めるこ

とで、企業立地環境の向上を図ります。

(4) 地域企業等の支援

市内商工業組織や事業者との情報交換、意見交換に基づき、新商品・新技術の開発、販路開拓等の経営革新に対する効果的な補助金制度を設けるなど、地域の企業活動や新たな起業を支援するとともに、地元徳島文理大学などとの産学官連携を図り、地域企業が求める技術開発のための支援を推進します。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
市内事業所数[事業所]	144	123

※資料：工業統計調査報告 事業所は、製造又は加工を行っている従業者4人以上の事業所です。

1-1-2-1 農業の振興

【現状と課題】

農業は、食料の安定供給のほか、学術、医療、健康、文化、環境等様々な分野への活用など、人々の生活に重要な役割を果たしています。しかし、農業を取り巻く情勢は、食料自給率の低迷、農業所得の減少、担い手の不足、耕作放棄地の増加など厳しい状況にあります。

本市の農業は、稲作を中心に、ねぎ、キャベツ、ブロッコリーなどの野菜類の作付けや乳用牛、肉用牛、豚などの飼養が行われています。これまで、優良農地の確保、生産基盤の整備及び農村環境の改善を図るため、ほ場整備、ため池及び水路の改修や農道整備などの土地改良事業に取り組んできたほか、担い手の育成、農地の利用集積、集落営農の組織化に向けた取組を推進してきましたが、農業従事者が高齢化する中、後継者不足や耕作放棄地の拡大などが大きな課題となっています。

また、ほとんどの農産物が国内外の産地間競争にさらされるなかで、食品に関する不祥事や事件の発生を受け、消費者の食に対する関心が高まっており、高品質で安心・安全な農畜産物を提供することが重要となっています。

こうしたことから、今後は、これまでの取組に加えて、地産池消の推進による販路の拡大と生産者の顔が見える仕組み作りを進め、市内農家の所得向上に結び付く施策を進める必要があります。合わせて、特産品の研究や特色ある農産加工品の開発などもより推進し、付加価値の高い魅力ある農業を創造していくことが求められています。

さらに近年は、猿やイノシシ等の有害鳥獣による被害が増加して深刻な問題となっていることから、鳥獣被害を防止するための対策を強化することが求められており、また、条件不利地域である中山間地域については、直接支払制度を継続して経営を支援していく必要があります。

【取組内容】

（１）担い手の育成・確保と安定的・継続的農業経営に向けた支援

さぬき市地域農業再生協議会を中心として、意欲と能力のある認定農業者及び集落営農組織の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。また、農業機械や施設の導入に対する支援を行うほか、農地の集積を促進して規模拡大と経営基盤の強化を図るなど、安定的・継続的な農業経営のための施策を総合的に推進します。

（２）中山間地域の振興

経済的、社会的条件が不利な中山間地域の生産活動を支援するための中山間地域等直接支払制度補助金や生産基盤・生活基盤を整備するための中山間地域総合整備事業に取り組みます。

（３）有害鳥獣対策の推進

深刻化する猿やイノシシ等の有害鳥獣による農産物被害を防止するための効果的対策について研究する一方、捕獲や罠・檻等の購入に対する助成、猟友会との連携による捕獲と駆除を推進するとともに、有害鳥獣対策協議会の活動を支援して、有害鳥獣対策の効果的推進を図ります。

（４）特産品の確立

消費者ニーズの動向や耕作条件を踏まえて付加価値の高い振興作物を推奨し、加工品と合わせた特産品化を進め、生産の拡大、高品質化の促進等を図るとともに、PR活動の強化と販路拡大を支援して、農産物及び農産物加工品の産地づくりを進め、一層のブランド化を進めます。

（５）農業生産基盤の整備

農業生産コストの低減や農用地の利用集積を図ることを目的として、土地改良事業を推進し、農道、ため池及び用排水施設の整備促進等に努めるとともに、防災対策の観点からのため池改修を計画的に実施します。

（６）地産地消の促進

農産物直売体制の充実や学校給食との連携、食育の推進、PR活動の強化等により、地産地消を促進して、販路拡大と食の安全を推進します。

（７）安全な畜産の振興

外国産食肉の輸入拡大、食の安全性が重要視されるなか、安全な畜産製品、乳製品の供給のた

めの畜産活動を支援します。

(8) 農地の保全と地域内連携の推進

高齢化、後継者不足が進む中、農業委員会との連携による耕作放棄地対策を推進する一方、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、農地・水保全管理支払事業に取り組むとともに、地域での効率の高い共同作業を支援します。

(9) 都市と農村との交流の促進

都市住民や消費者との交流、農地の有効活用の視点に立ち、みろくふれあい農園の運営を継続するとともに、農業・農村体験などの取組を促進します。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
認定農業者数 [人]	94	92
農業生産法人数【法人】	16	17
電気柵補助受益面積累計 [㎡]	166,567	399,170
耕作放棄地再生面積累計 [ha]	3.4	11.7
ため池改修数【箇所／年度】	3	3

※認定農業者は、農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業者の経営計画を市町村が審査のうえ認定するもので、低利資金の融資や税制の特例などの支援を受けることができます。

※ため池改修数は、県営事業(県営中山間総合整備事業を除く。)、団体営事業、単営事業の合計値です。

1-1-2-2 林業振興と森林保全

【現状と課題】

森林は、木材の供給を通じた経済活動の場であるとともに、水源の涵養や土砂災害の防止、保健・休養の場の提供など多面的機能を有し、私たちの生活に深く関わっていることから、市民共有の大切な財産でもあります。

こうしたことから、木材及び林産物の搬出や森林の保全管理を効率的に行うための林道整備と維持管理に努めるとともに、造林事業に対する支援や施業の共同化による森林整備の促進を図るなど、林業振興と森林保全のための様々な活動を促進するための支援を行っていくことが重要となっています。

【取組内容】

（１）森林保全と林業振興

地球温暖化の防止や水源のかん養をはじめとする森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、市有林の適切な造林と育成を継続する一方、民有林の整備促進を図るための造林に対する補助や施業共同化のための支援を行います。

（２）林業基盤の整備

木材をはじめとする林産物の搬出や森林保全活動を効率的に行うため、林道等の基盤を整備します。

（３）森林への理解の促進

森林とのふれあい体験等を通して、森林の重要性と森林整備への気運を醸成します。

（４）治山・治水対策の促進

災害を未然に防止するため、関係機関との連携の下、治山・治水対策を実施します。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
人口林内の施業面積 [ha]	150.4	155.8

1-1-2-3 水産業の振興

【現状と課題】

本市の水産業は、瀬戸内海東部の海域を生かし、志度、鴨庄、小田、津田、鶴羽地区において、ハマチ、タイ、カンパチ、牡蠣、海苔などの栽培漁業をはじめ、底引き網や刺し網などによる沿岸漁業が行われています。

本市ではこれまで、漁港、漁場の整備や経営体の育成をはじめ、水産業の振興に向けた取組を進めてきましたが、水産資源の減少や漁業環境の悪化、漁業就業者の高齢化、担い手の減少に伴い、経営状況は厳しさを増しています。

今後は、こうした水産業を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、漁港などの基盤整備のほか、水産資源の確保や経営体制の強化などに引き続き取り組むとともに、中間育成施設での稚魚放流事業への参加等により漁業を身近なものとして感じてもらうことや地元漁協でのイベントへの参加を呼びかけるなど、水産物の消費拡大を推進していく必要があります。

【取組内容】

（１）漁港施設の基盤整備と適切な維持管理

水産物の生産・流通の拠点づくりを通して、水産物の安定供給と漁業活動を支援するため、各漁港施設の維持管理と老朽化等に伴う改良を計画的かつ効率的に実施します。

（２）水産資源の確保とつくり育てる漁業の推進

水産資源の維持・拡大に向けて海域環境の保全に努めるとともに、種苗放流事業を一層推進して、資源管理型漁業、栽培漁業の充実を促進します。

（３）経営体制の強化

水産業振興の中心となる漁業協同組合等との連携の下、指導・支援体制の充実によって、経営基盤の強化と後継者の育成・確保に努めるとともに、ブランド化の推進によって収入の向上を図り、魅力ある漁業経営を推進します。

（４）魚食普及の推進

水産教室の実施や地曳網体験のほか、魚の産直イベント開催や調理方法の普及などを通して、水産物への興味と知識の普及を図り、消費拡大を推進します。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
漁家世帯数〔世帯〕	238	199

1-1-2-4 商業の振興

【現状と課題】

ライフスタイルの変化やこれに伴う消費者ニーズの多様化、高度化、流通構造の変化など、商業を取り巻く環境は大きく変化し、様々な形で既存商業の形態に影響を与えており、郊外型大型店舗やコンビニエンスストアなどの進出も顕著になっています。

古くから小売業を主体として営まれ、主要な商店街を持たない本市の商業においても、消費者ニーズの多様化や高度化への対応の立ち遅れなどから、市内大型スーパーや近隣に立地した大型ショッピングセンターなどに消費の中心が移り、購買力の市外への流出も顕著となっています。

その結果、後継者不足や経営者の高齢化の進展も相俟って、商店の空き店舗化が顕著になっています。

そこで、引き続き市内の購買力を確保するための共通商品券発行事業に取り組むとともに、商工会と連携を図りながら、商業振興のための調査・研究を行い、高齢化が進む地域社会にマッチしたビジネスモデルを考えるなど、地域に合った消費者ニーズを的確にとらえた商品やサービスの提供により、地元小売店が大型店とは異なった機能で商業活動ができる環境整備を支援し、大型店と地元小売店が共存共栄するバランスのとれた商業の振興を図る必要があります。

【取組内容】

(1) 商工会活動の支援と機能強化

商業振興の中核的役割を担う商工会の活動を支援し、指導や情報提供機能の強化を促進します。

(2) 商業経営の近代化促進への検討と支援

商工会と連携し、各種融資制度の周知と活用により経営体質の強化を促進していくほか、指導・支援体制強化の下、経営意欲の高揚や後継者育成を進めます。また、調査・研究を行って、空き店舗対策、地域に密着したサービス、イベントなど各種販売促進事業を展開するとともに、農業や観光と連携した特産品の開発・販売等を促進します。

(3) 市内での購買活動の促進

商工業者との連携により、更にもその魅力を高めつつ、さぬき市共通商品券販売事業を継続して実施し、市内における消費拡大と購買活動の促進を図ります。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
共通商品券取扱店数 [店舗]	416	419

1-1-3 雇用の場を確保し労働環境を充実する

【現状と課題】

雇用や生産のグローバル化により価格競争が進み、企業の経営環境が厳しさを増す社会情勢の下、特に、平成20年の金融危機に端を発した世界規模の大不況以降、失業者や非正規労働者が増加し、新卒者の就職率が低下するなど、非常に厳しい雇用情勢が続いています。

本市においても、産業全体が停滞傾向にある中、雇用機会の不足が大きな問題となっており、市民アンケートなどにおいてもそうした声は大きく、これが若者の流出に拍車をかけています。

このため、各種産業振興施策を推進し、雇用の場の拡充と安心して働ける環境を目指すほか、

若者の地元就職の促進、高齢者、女性及び障害者の雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の確保を進めていく必要があります。

また、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、勤労者福祉の充実にも努めていく必要があります。

【取組内容】

(1) 雇用機会の創出

企業誘致や事業活動の支援により雇用機会の創出に努めるほか、ハローワーク等関係機関や市内事業所等との連携の下、より積極的に就職相談や情報提供、職業あつ旋等を進め、若者を中心とした地元就職及びU・J・Iターンを促進します。

(2) 職業能力開発の支援

企業ニーズにマッチした高度な技術・能力を持った職業人を養成するため、教育機関や産業支援機関が実施する職業能力開発のための講座や研修に関する情報提供に努めます。

(3) 勤労者福祉の充実

金融機関への資金預託により、勤労者の生活資金融資や住宅資金融資などを行うとともに、勤労者福祉関連施設の有効活用を図り、勤労者の生活向上と福祉の充実に努めます。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
有効求人倍率 [倍]	0.51	0.68

※有効求人倍率は、公共職業安定所に登録している求職者数対し、求人を募集している企業からの求人数のことで、登録求職者100人に対して募集求人者50人の場合に0.5倍となります。ハローワークさぬき年度月平均の値です。

1-1-4 定住者を増やす

【現状と課題】

平成22年の国勢調査による本市の人口は、53,000人で、過去5年間で2,754人が減少し、香川県内で減少数が最も大きくなっており、地域社会を支える人材を確保することが喫緊の課題となっていることから、次代を担う世代を中心とした定住者、移住者を増やし、活力あるまちづくりを進める必要があります。

雇用対策、勤労者対策、平成23年度に創設した定住奨励金制度の拡充による住宅施策等の推進、広域定住自立圏へ参加による広域的かつ効率的な生活機能の強化等の取組をはじめ、市政全般において、安全・安心で暮らしやすい魅力あるまちづくりを推進し、効果的に発信していくことで、総合的な定住促進対策に取り組んでいく必要があります。

【取組内容】

(1) 定住促進対策の推進

定住促進のための定住奨励金制度を継続して実施するほか、住宅改修を補助して市内に住み続けることを支援します。

(2) まちの魅力の創造及び発信と定住支援

U・J・Iターン者等の移住交流を含めた定住促進対策として、住みやすいまち、住み続けたいまちとなるような施策を推進し、市の強みと魅力を積極的に発信していくとともに、住居等の情報提供に努めるなど支援の体制を確立します。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
社会動態人口増減 [人]	△240	△220

※資料：香川県人口動態調査報告

基本施策2 未来につながる行政経営を推進するまちづくり

目 標

- 1 財政が健全化され、持続可能な行政運営を進めるまちづくり

基本戦略

- 1 歳入を確保する
- 2 財政の健全化と市民本位で効率的な行政運営を図る

2-1-1 歳入を確保する

【現状と課題】

平成22年度普通会計決算における本市の歳入構造は、自主財源35.7%、依存財源64.3%であり、このうち地方交付税は歳入全体の中で最も多い37.8%を占めています。今後、持続可能で安定した財政運営を行っていくためには、市税をはじめとする自主財源を確保することが重要ですが、地方経済における景気回復の遅れや人口減少傾向が続く状況にあっては、更なる自主財源の確保は厳しくなっています。

こうした状況の中、できる限り多くの自主財源を確保するためには、ふるさと納税の促進、未利用財産の売却、命名権料や広告収入の確保など、あらゆる方法を検討して、可能なものから速やかに実施していくことが求められています。

また、市民負担の公平性を確保する観点からも、未収金対策を厳格に進めていくことが重要となっています。

【取組内容】

(1) 適正な市税の賦課・徴収

課税対象の把握、賦課資料の収集等により適正な課税を行うとともに、納期内納付の促進及び滞納に対する徴収強化に重点的に取り組み、公平な税負担と税収確保を図ります。

(2) 税外債権の管理及び未収金対策の徹底

税外債権の徴収事務のマニュアル化等により各担当課における債権管理を適正かつ的確に行うとともに、高額・多重滞納者に対しては、債権管理システムによる一元管理及び徴収体制の強化による効果的・効率的な徴収を行い、滞納の未然防止及び早期解消に努め、税外収入の公平な負担と歳入確保を図ります。

(3) 受益者負担の適正化

特定の者が利益を受けることに対する負担である分担金負担金及び使用料手数料について、県内他自治体の水準を勘案しながら、受益に対する適正な負担水準を検討し、積極的に見直します。

(4) その他収入確保

ふるさと納税の促進、未利用財産の貸付及び売却、広告料、命名権料、利子収入等ありとあらゆる収入確保により積極的に努めるとともに、市税や公共料金納付の利便性向上のための検討を行い、可能なものから導入を図ります。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
市税の収納率 [%]	88.9	90.0

※市税とは、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び国民健康保険税をいい、指標の値は、その合計の数値です。

2-1-2 財政の健全化と市民本位で効率的な行政運営を図る

【現状と課題】

国から地方へ、官から民へといった分権型社会が進展しつつある今日においては、自治体の権限が増し、政策形成の重要性が増大しています。その一方で、行政に対する市民ニーズは複雑かつ多様化、高度化しており、前例踏襲型の行政運営では対応し切れません。さらに、国の財政収支悪化に伴う補助金等の削減、地方交付税の切下げ、地方税収の逡減傾向、普通交付税の合併算定替え終了に伴う財源の縮小等を考え合わせれば、将来に向かって本市の財政収支見通しは非常に厳しいものがあります。

こうした状況に対して、まずは持続可能な健全財政の確立に向けての「さぬき市財政健全化策」の策定に取り組むことや、「さぬき市行政改革実施計画」及び「第二次定員適正化計画」に沿った取組の推進とともに、実効性のある行政評価システムの導入による事務事業の見直し、公共施設の適正配置の検討など公共財の効率的な活用を進める必要があります。

また、市民本位の行政運営が一層推進できるよう、市民のニーズを的確にとらえ、政策決定過程の明確化を進めるとともに、組織・機構の最適化、職員の資質向上をめざして高度な専門知識・技術を習得するための研修制度の確立、職務により積極的かつ主体的に取り組めるような職場環境の醸成と仕組みづくりなどを推進することによって、限られた財源を有効かつ効率的に生かすことができる行財政運営に努め、合わせて窓口対応の向上や休日開庁なども含めた市民サービスの向上を図っていく必要があります。

さらに、将来に大きな負担を残す土地開発公社の債務については、合併特例債を活用した施設整備用地としての取得を図るほか、民間売却による差損を土地開発基金で補填することなど多面的な債務解消対策を検討し、推進していくことが必要となっています。

【取組内容】

(1) 財政健全化の推進

合併後10年を経て、財政環境が厳しさを増す中、持続可能な行財政運営を継続していくため、早期に財政健全化策を策定し、これに沿った種々の取組を推進するとともに、無駄の少ない効率

的な財政運営を徹底し、一層の財政健全化を進めます。また、実質公債費比率など財政健全化指標の改善を常に意識しながら、収支のバランスがとれた予算編成に努めます。

(2) 総合計画の進捗管理と行政評価体制の確立

まちづくりの指針となる総合計画後期基本計画に沿った戦略的・重点的な施策の推進と長期的な見通しに立った行財政の健全な運営を進めるため、事務事業の目標達成度やその手法を評価しつつ改善を図っていくことを目的として、外部評価制度も取り入れた行政評価体制の確立を図ります。

(3) 行財政改革の推進

行政改革実施計画に基づいた取組を推進し、実施項目の進行管理を行って目標達成を図るなど、効率的な行財政運営とサービスの向上の両立に努めます。

(4) 組織・機構の最適化と定員適正化

効率的かつ機能的な組織・機構と職員配置を推進するとともに、将来を見据えて職員の年齢構成にも配慮しながら、定員適正化計画に基づき定員管理の適正化に努めます。

(5) 職員の意識改革と資質向上

人材が育ちやすい職場環境づくりや個々の能力を最大限に発揮させるための人事管理制度の検討、高度な専門知識や技術を習得するための研修などを実施し、職員の意識改革を図り、プロフェッショナルであり、チャレンジ精神あふれるクリエイティブな職員の育成に努めます。

(6) 政策立案機能の充実

職員提案の活用及び職員政策研究制度の創設のほか、地元徳島文理大学をはじめとする大学等との連携により、市の課題解決のための政策立案機能の充実を推進します。

(7) 市民本位で、かつ市民目線に立った行政の推進

財政状況をはじめ、市政に関する情報をタイムリーに分かり易く市民に提供するとともに、政策決定過程の明確化に向けた取組を進めるなど、開かれた市政の推進とアカウンタビリティの確保に努めます。

また、窓口の時間外・休日開庁の試行的実施を図ることや住民基本台帳カードの多目的利用の研究及び普及促進に努めるとともに、接遇の改善に努めるなど市民目線に立ったきめ細やかな行政サービスの提供に努めます。

(8) 電算システムの効率化

行政運営上欠かすことができない電算システムについて、システム及び機器の効率的導入と運

営を検討し、より機能が高く、低コストなシステム体系を目指します。

（９）公共施設等の適正管理と有効活用

市が保有する施設の管理について、指定管理者制度、民間事業者のノウハウの導入、市民との協働などを検討し、経費面を含めた管理の最適化を図るとともに、設置目的、類似施設の整備状況、利用状況及び老朽化度等を勘案し、適正配置に向けた検討を進め、有効な活用を図ります。

（１０）土地開発公社の債務解消

保有土地の殆どすべてが長期保有の状態となっている土地開発公社について、合併特例債を活用した施設整備、企業誘致や住宅用地としての売却と差損補填のほか、一般財源を投じた計画的取得を検討するなど、債務の解消に努めていきます。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
財政力指数	0.441	0.480
経常収支比率 [%]	88.4	85.0
実質公債費比率 [%]	20.8	16.4

※財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強いことを示します。

※経常収支比率は、人件費や公債費などの経常的に支出される経費の一般財源が、市税などの経常的に収入される一般財源に占める割合で、一般的に80%を超えると財政の弾力性が失われつつあるとされています。

※実質公債費比率は、公債費（市債の償還額）に、事業会計への繰出金、一部事務組合への負担金及び債務負担行為などのうち公債費に準ずるものを加味した指標で、実質的な債務の返済の割合を示しています。18%を超えると県の起債許可が必要になります。

施策3 暮らしを支える安心・快適なまちづくり

目 標	基本戦略
1 市民の生命と財産を守れる安全・安心なまちをつくる	1 災害に強いまちをつくる 2 犯罪と交通事故のないまちをつくる 3 安心できる消費活動を推進する
2 生活のあらゆる場面で快適に暮らせるまちをつくる	1 市民活動に必要な基盤を整備する 1 道路・橋梁、河川・海岸及び港湾の整備 2 交通手段の確保 3 上水道の安定供給 4 公園・緑地の整備 5 墓地・斎場の整備 6 住宅対策の推進 7 土地の有効利用

3-1-1 災害に強いまちをつくる

【現状と課題】

地球温暖化に伴う異常気象の多発により、集中豪雨や高潮災害が増加しており、また、今世紀前半にも発生すると予測されている南海トラフを震源とする東南海・南海地震といった大規模地震の脅威が迫っています。これらの地震が発生した場合、香川県南海地震被害想定調査（平成17年）において、震度は5弱～6強、志度港における最大津波高は1.9m、第一波到達時間107分と想定（東北地方太平洋沖地震を受けて見直し作業中で、上方修正されることが予想されます。）されています。

こうした中、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震においては、未曾有の被害が発生し、自然の脅威と防災の大切さを改めて思い知らされました。

市では、避難訓練、非常用備蓄物資の確保、資機材の充実、自主防災組織充実への支援、防災無線の整備、災害情報の携帯電話等のメール配信などを行っており、このうち、自主防災組織は、平成23年9月現在62.76%の結成率で、自助、共助の考え方に基づいて活動し、地域における資機材の確保や防災訓練などを行っています。

今後、更に地域防災力の向上を図るためには、自助、共助、公助それぞれの観点からの手法を取り入れながら、自主防災組織による活動の更なる促進をはじめ、災害発生時の初動マニュアルなども組み込んで地域防災計画を見直すことをはじめ、防災対策全般の強化を図っていく必要があります。その際には、妊婦や高齢者など災害弱者対策の強化にも特に留意することが必要です。

一方、消防に関しては、平成22年度は、年間20件の火災が発生しており、平成17年度以降、増加の傾向にあります。火災等が発生した際、迅速な消防活動が行えるよう、消防団の育成強化や資機材の整備、広域常備消防及び救急体制の充実など、消防力の一層の強化が求められています。

【取組内容】

（1）防災計画等の整備と避難体制の確立

大規模災害に備えて地域防災計画を見直す中で、避難所や防災拠点の議論を進め、危機管理マニュアル、ハザードマップ等を整備し、避難場所や避難経路を明確にするなど、自分の身は自分で守る防災意識の向上を推進するとともに、BCP（事業継続計画）の作成に向けて検討します。

また、関係機関との連携の下、災害時要援護者の避難支援体制の充実に努めます。

（2）自主防災組織の育成

近隣住民が助け合う「自助」「共助」を基本とした自主防災組織の自治会単位での更なる組織化を推進し、防災知識の普及や防災訓練の実施を促進して、組織の育成を支援します。

（３）消防団の育成

非常備の消防機関である消防団活動を支えるための支援や、消防団員の確保に努めるとともに、訓練等による団員の資質向上を図るなど、消防団の育成に努めます。

（４）常備消防との連携強化

市民の安全・安心の確保のための中心的役割を担う常備消防については、大川広域行政組合の消防力強化及び救急業務の充実を進めるとともに、消防団と常備消防との連携強化に努めます。

（５）消防施設の計画的更新

災害発生時に迅速な消防・防災の諸活動ができるよう、消防施設、車両、移動通信設備及び資機材の計画的な整備・更新を進めます。

（６）危機管理情報伝達システムの整備

災害など危機事象の発生に対し、迅速かつ的確な対応ができるよう、CATV等による災害速報体制の充実・強化のほか、防災行政無線システムの適正な運用、安全・安心コミュニティシステムの利用促進等に努めます。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
自主防災組織結成率 [%]	62.0	70.0
消防団充足率 [%]	97.3	100.0
出火件数（かがわの統計） [件]	17	12

3-1-2 犯罪と交通事故のないまちをつくる

【現状と課題】

平成22年度における本市の刑法犯認知件数は543件、交通事故発生件数は447件となっており、警察署、防犯協会、交通安全協会など関係機関と連携し、防犯、交通安全に関する広報活動、防犯や交通安全の教室を開催するなど安全の確保に努めています。

多様化する犯罪を未然に防止し、安全を確保するためには、防犯意識の高揚とともに、子どもSOSや少年育成センター補導員の一層の協力をお願いするなど市民ぐるみの防犯体制を更に強化することが求められており、また、明るく安全な環境づくりのための防犯灯を適切に維持管理していくことが必要になっています。

一方、交通事故を未然に防止し、安全かつ円滑な交通を確保するためには、交通マナーや交通安全意識の高揚と道路交通環境の整備が求められています。

【取組内容】

（１）防犯体制の確立と防犯活動の推進

警察や関係機関との連携を強化して犯罪の抑止を図るとともに、犯罪に遭わないための防犯意識の啓発に努めるほか、子どもＳＯＳの設置や補導員の委嘱、青少年健全育成市民会議の活動などを通して、地域の特色とニーズに応じた防犯活動を推進します。

（２）防犯環境の整備

夜間の犯罪防止と通行の安全を図るため、防犯灯の新設及び維持管理を行います。

（３）交通安全意識の高揚

さぬき市交通安全対策協議会を中心として、交通指導員、交通安全協会、交通安全母の会、交通安全運転管理者協議会などの関係機関と密接に連携を図りながら、交通安全運動や各種キャンペーンを組織的かつ継続的に展開していきます。

また、各学校や高齢者を対象とした安全教室を開催し、子どもや高齢者をはじめとする市民の交通安全意識の高揚に努めます。

（４）交通安全施設の整備

市内の事故多発箇所や通学路、地域から要望のあった箇所等において、公安委員会及び関係機関と連携して交通安全施設の整備を図ります。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
刑法犯認知状況 [件]	543	490
交通事故発生件数 [件]	447	405

3-1-3 安心できる消費活動を推進する

【現状と課題】

近年、高度情報化の進展、社会、経済のグローバル化などにより、新しい商品やサービスが大量に出現し、消費者の選択性や利便性は大きく向上する一方、消費者トラブルは、複雑、多様化しています。特に、インターネットによる有料サイトの架空請求、振り込め詐欺などのいわゆる悪徳商法による被害が急増し、大きな社会問題となっています。

このため、警察署や香川県消費生活センターなど関係機関と連携し、消費者への情報提供や啓発活動、消費生活の相談などにより、安心できる消費活動を推進していく必要があります。

【取組内容】

(1) 啓発と情報提供の推進

県消費生活センターなど関係機関との連携の下、広報紙やパンフレット等の活用を行い、消費者トラブル防止に向けた啓発と消費生活情報の提供を図るとともに、消費者団体の活動を支援するなど消費者意識の高揚と知識の向上を図ります。

(2) 相談体制の充実

消費に関するトラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、市役所に相談窓口を設けるとともに、県消費生活センターなどとも連携して、相談体制の充実に努めます。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
さぬき市消費者相談窓口受付件数 [件]	7	8

3-2-1-1 道路・橋梁、河川・海岸及び港湾の整備

【現状と課題】

道路・橋梁、河川・海岸、港湾などは、人々の活動と交流を促進するとともに、便利な日常生活や活力ある産業活動を支える重要な社会基盤です。

本市の道路網は、東西方向に主要幹線機能が発達しており、広域的幹線として、自動車専用道路である高松自動車道、国道11号、県道高松長尾大内線、三木津田線、高松志度線、三木寒川線及び津田引田線が、南北方向では、国道377号及び主要地方道の県道志度山川線などが整備

されています。このうち、高松自動車道高松東・鳴門間においては、対面通行による危険性や渋滞傾向があり、早期の4車線化が求められています。また、県道及び市道については、国道11号の慢性的な交通渋滞緩和のため、県道高松志度線の延伸等を推進するとともに、便利な日常生活と活力ある産業活動を支えるために必要な基盤として、市道を順次整備し、適切に維持管理していくことが重要となっています。

橋梁に関しては、老朽化が進行しており、新たな整備に要する多額の費用を抑えるため、耐用年数を延伸させるための長寿命化対策を促進することが課題となっています。

河川については、河床の雑草繁殖や土砂の堆積が進み、洪水時の流れが十分でない箇所が市内随所に見受けられ、堤防の補強が必要な河川もあります。また、河口においては、これまでも、大雨や台風時の湛水防除のための雨水排水ポンプ場の整備を進めてきたものの、未整備となっている箇所も残っていることから、市民の生命と財産を守るために必要な河川改修及びポンプ場整備を計画的に進めていく必要があります。

なお、港湾に関しては、基本的に香川県が管理する地方港湾として志度港と津田港が整備されていますが、このうち志度港では、本市の管理部分においてこれまで進めてきた高潮対策工事が一部未整備となっており、早急に実施することが求められています。

【取組内容】

(1) 市道の整備

国・県道との連携や役割分担、市域における移動の円滑化等を考慮しながら、幹線道路から身近な生活道路に至るまで、市道網の整備を計画的かつ効率的に推進するとともに、市民との協働の下、適切な管理と維持補修に努めます。

(2) 国・県道の整備促進

高松自動車道高松東鳴門間の4車線化をはじめ、本市の主要幹線として、国道11号の志度駅前交差点の改良及び鴨庄地内における見通しを良くするための改良、県道高松志度線の延伸や県道石田東志度線の改良など、国・県道の整備を関係機関に働きかけていきます。

(3) 環境と人にやさしい道路空間づくり

道路整備にあたっては、災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観の保全と創造などに配慮し、環境と人にやさしいうるおいのある道づくりを進めます。

(4) 橋梁の長寿命化

老朽化が進む橋梁については、現在策定中の長寿命化修繕計画に基づいて、緊急性の高いものから順次長寿命化対策工事を実施するなど、適切な維持管理を行って、通行の安全と更新費用の抑制を図ります。

(5) 河川改修とポンプ場の改良

洪水時の氾濫を防止するため、必要性に応じて堆積土の浚渫及び護岸の改修を行うほか、湛水防除のためのポンプ場整備を計画的に実施します。

(6) 港湾の整備促進

海の玄関である志度港と津田港の機能充実と適切な管理に努めるとともに、高潮災害を防止するため、志度港における高潮対策工事を継続して実施します。

(7) 生活環境の整備

市民の快適な暮らしを確保するため、必要性の高い生活道の舗装や水路改修などを行います。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
市道における改良率 [%]	67.41	68.05
市道における歩道設置率 [%]	3.67	3.74

※市道における改良率は、道路構造令の規定に適合するように改築された規格改良済道路を市道実延長で除した値です。

※市道における歩道設置率は、市道における歩道等設置延長を市道実延長で除した値です。

3-2-1-2 交通手段の確保

【現状と課題】

公共交通機関については、JR高徳線、コトデン志度線及び長尾線、大川バス引田線や各高速バスが運行されているほか、市がコミュニティバスを運行しています。

コミュニティバスは、民間による公共交通が十分確保されていない本市において、通学、通院、買い物など市民の日常生活における移動手段として利用されていますが、人口減少や少子高齢化、モータリゼーションの進展等の社会情勢の変化を踏まえ、市民ニーズや利用状況の変化に応じた見直しを行うなど、市民にとって便利で使いやすく持続可能な公共交通システムへと改善していくことが課題となっています。

なお、JR及びコトデンなどの鉄道の利用促進を図るため、志度地区では、パークアンドライド駐車場を、津田駅近くにも月極駐車場を整備しており、今後、更なる利用を呼びかけていくことが必要です。

【取組内容】

(1) コミュニティバス等日常生活に必要な交通手段の確保・充実

コミュニティバスについては、利用状況やニーズに応じて路線やダイヤの変更を行うなど利便性向上による利用促進に努めるとともに、日常生活等に必要な交通手段の確保や高齢化社会における交通弱者対策などについて幅広く検討して実施します。

(2) 公共交通の利用促進とネットワークの充実

環境面への配慮も含めて、JR、コトデン、バスなど公共交通の利用促進を図るため、駐車場や駐輪場などの適切な維持管理と啓発に努めます。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
コミュニティバス年間利用者数 [人]	95,158	100,000

3-2-1-3 上水道の安定供給

【現状と課題】

水道は、健康で快適な住民生活に欠くことのできない重要な社会基盤です。平成22年度における本市の水道普及率は99.8%で、県平均普及率の99.2%と国平均普及率の97.5%を共に上回っています。

しかし、給水人口は、過去10年の間におよそ2,528人減少し、今後10年間もほぼ同様の傾向が見込まれ、人口減少に伴う給水量の減少をはじめ、県営水道料金の改定、老朽施設の更新など水道事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が予想されます。また、およそ60か所ある水道施設については、今後、配水管や配水池の耐震化及び布設替が必要で、浄水施設の整備・統合等も課題となっています。

さらに本市では、配水量のおよそ44.7%を県営水道に依存しており、早明浦ダムの貯水率にも大きく影響されることから、渇水時における対策として、緊急時の旧町間の連絡管の敷設に努めてきましたが、なお一層の自己水源の充実が求められています。

水道は、市民生活や産業活動に欠くことのできないライフラインであることから、効率的な管理・運営体制の確立や災害に強い施設への整備・更新など、市民に信頼され安心して利用してもらえる給水体制の整備が求められています。

【取組内容】

（１）浄水施設の整備・統合

安全・安心な水道水を供給するため、浄水施設における耐塩素性病原微生物対策や配水施設の耐震化を実施するとともに、浄水場の整備・統合について検討します。

（２）老朽配水施設の更新

老朽配水施設の更新を行い、漏水等による損失軽減と、水道水の安定供給を図ります。

（３）水源の確保

県営水道からの円滑な受水に努める一方、自己水源の確保に努めます。

（４）水道統合への検討

香川県など関係機関と協議しながら、水道事業の統合・広域化を検討し、運営基盤の強化と安定的な水道水の供給を目指します。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
有収率 [%]	88.7	89.0

※有収率は、漏水等による損失軽減の成果のことで、年間有収量を年間総配水量で除した値です。

3-2-1-4 公園・緑地の整備

【現状と課題】

公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションの場、交流・いこいの場、子どもの遊び場であるとともに、災害時の避難や救助活動の場となる重要な施設です。本市の北部は瀬戸内海に面し、南部は讃岐山脈をはじめとする山々に囲まれ、緑映える森林と輝く水辺空間に包まれた自然豊かなまちであり、こうした豊かな自然の中、みろく自然公園、大串自然公園のほか、長尾、志度、津田の総合運動公園などを有しています。このほか、日常生活に身近な交流の場、憩いの場、子どもの遊び場としての公園などもあります。

現在、市内の都市公園は37か所あり、その面積は約114.4ha、市民1人あたりの公園面積は21㎡となっており、都市公園法施行令で定める住民1人当たりの標準敷地面積10㎡以上は満たしていますが、今後は、これらの公園が更に市民の憩いの場となるよう、適切な維持管理と有効な活用を図っていくことが求められています。

【取組内容】

（１）公園の適正な維持管理

市民のスポーツ・レクリエーションの場、交流・いこいの場、子どもの遊び場、防災空間でもある身近な公園について、市民との協働なども図りながら適切に維持管理するとともに、既存施設、設備の改修を図ります。

（２）公園・緑地等の有効利用

自然環境を活用した公園・緑地等について、それぞれの特色を生かしつつ、観光、交流及びレクリエーションの場として、更なる利用促進を図ります。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
1人当たり都市公園の標準敷地面積 [㎡]	21.0	22.0

※1人当たり都市公園の標準敷地面積は、都市公園敷地面積を住民基本台帳人口で除した値です。

3-2-1-5 墓地・斎場の整備

【現状と課題】

斎場は、社会生活において必要不可欠な都市施設であり、遺族や関係者にやすらぎを与える尊厳のある施設であることが求められています。市域の住民が利用する火葬施設は、さぬき市斎場及び三木・長尾葬斎組合斎場の2施設が稼働しています。これらの施設は、いずれも平成10年～11年に整備された比較的新しい施設ですが、炉など耐火施設の耐用年数は短く、施設の計画的更新などが課題となっています。

また、市営墓地は琴林霊園など12施設があり、市民が市内で納骨できる墓所用地として提供していますが、その空数は少なく、今後、新たな墓地の確保に向けた整備が必要です。

【取組内容】

（１）斎場の整備と適切な管理・運営

人生の終焉に相応しい尊厳と品位を有し、ご遺族に安らぎと憩いを与えられる斎場として、施設の改修を計画的に実施するとともに、適切な管理・運営に努めます。

（２）墓地・霊園の整備と適切な維持管理

市内の墓地の現状や市民ニーズを勘案し、長期的な展望に立って安定した墓地供給に取り組ん

でいくとともに、霊園の適切な維持管理に努めます。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
墓地使用者数 [人]	2, 170	2, 226

3-2-1-6 住宅対策の推進

【現状と課題】

人々の生活の基盤である住宅は、まちづくりの基本であり、快適で安全・安心な居住環境づくりを支援していくことが求められています。

このうち公営住宅は、住宅に困窮する人たちに低廉な家賃で賃借することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することなどを目的として建設されています。

本市には現在789戸の市営住宅があり、このうち620戸が入居可能となっており、安全で快適な暮らしができるよう維持・管理・補修を行っています。しかし、約49%の住宅が耐用年数を超えており、中には建築後50年以上経過した木造住宅もあります。

こうしたことから、市営住宅については、平成16年度に策定した「さぬき市市営住宅ストック総合活用計画」を基本として、今後の需要予測に基づいた中長期的な視点からの改善を進めていく必要があります。

また、民間住宅については、地震による住宅・建築物の倒壊による人的被害を軽減するため、耐震化の推進が不可欠であることから、昭和56年5月31日以前に建てられた新耐震基準を満たしていない民間住宅の耐震診断及び改修に対しての支援を行うなど、耐震化率の向上に努めていく必要があります。

【取組内容】

(1) 住み良く安全な住環境づくり

定住促進と経済対策も兼ねて、既存住宅のリフォーム費用の一部を助成して、快適な居住環境の整備を支援します。また、耐震対策として、新耐震基準を満たしていない民間の住宅・建物の耐震診断及び耐震改修事業に対して一定額を助成し、耐震化を促進するとともに、昭和56年5月31日以前に建てられ、地震による倒壊で道路を閉塞するおそれのある緊急輸送路沿道の民間の建築物の耐震診断及び耐震改修事業に対しても一定額を助成し、地震発生時の緊急物資輸送路の確保にも努めます。

(2) 市営住宅の改善と適切な維持管理

「さぬき市市営住宅ストック総合活用計画」を基本として、公営住宅へのニーズを見極めながら、中長期的視点に立った整備、改善を推進する一方、適切な維持管理と運営を継続します。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H23 見込)	計画目標 (H26)
耐震診断補助金交付件数 [件]	10	50

3-2-1-7 土地の有効活用

【現状と課題】

土地は、あらゆる活動の基盤であり、限られた貴重な資源です。したがって、まちの発展のためには、土地を高度かつ有効に利用していくことが必要です。平成23年度における市域の土地利用の状況は、宅地7.5%に対し、農地(田・畑)や山林など、緑や自然が多く残された環境が70%以上を占めています。地球規模で環境保全の重要性が叫ばれる中、本市が持つ豊かな自然環境・景観や森林の保全に努めることが大きな課題となっています。

その一方で、便利で快適な市街地環境の整備や中心拠点の形成、観光・交流基盤の整備など、定住・交流人口の増加や利便性の向上等に向けた都市的な土地利用を進めていくことも重要です。

本市の土地利用政策については、地域の発展のために利用する土地と将来に向けて保護・保全すべきエリアとを区分し、豊かな自然環境の維持、産業・経済の振興、観光振興、市民ニーズへの対応など、総合的見地からバランスの取れた魅力ある地域形成が図れるよう、計画的な取り組みが求められています。

【取組内容】

(1) 調和のとれた土地利用計画の推進

「さぬき市都市計画マスタープラン」を基本としながら、本市の地理的・社会的特性や将来の発展方向についての長期的視点と、歴史的・地域的特性を考慮しながら、調和のとれた開発と保全を計画的に進めるための土地利用を推進します。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
宅地開発指導要綱に基づく審査調整件数 [件]	13	13

施策4 市民が主体のまちづくり

目 標

- 1 市民の主体的な活動が活発なまちをつくる

基本戦略

- 1 市民の主体的活動を支援し、市民参画を推進する

4-1-1 市民の主体的活動を支援し、市民参画を推進する

【現状と課題】

本市は、平成17年度にまちづくり基本条例を策定し、市民参加、情報共有及び協働を基本原則としてまちづくりを推進することとしています。現在、市内には、382の自治会と概ね小学校区ごとに16のさぬき市連合自治会支会が組織され、それぞれ自主的な活動を行っています。

また、主たる事務所を本市に置いているNPO法人は8団体、社会福祉協議会に登録しているボランティアグループは65団体が活動していますが、価値観の多様化、核家族化及び都市化の進展等を背景に、住民の交流の減少や地域連帯感の希薄化が進み、コミュニティ意識や自治意識が低下する傾向も見受けられます。

市では、自治会活動をはじめ、コミュニティの醸成や市民の自主的・主体的活動を支援するとともに、平成23年度からは、地域まちづくり活動事業を実施して、市民がより積極的かつ主体的にまちづくりに参画できる仕組みを導入しています。

今後に向けても、高齢者の見守り、地域ぐるみの子育て、青少年の健全育成、防犯、交通安全及び防災対策などにおいて、行政だけでは解決することが難しい課題がますます増加しており、地域でともに支え合いながら暮らしていく共生のまちづくりがあらためて重要視されていることから、より活発なコミュニティ活動を推進していくことが必要となっています。

【取組内容】

(1) 地域コミュニティを活性化する

地域におけるコミュニティの醸成による市民の自主的・主体的活動の活性化とともに、災害発生時の相互扶助等の円滑化を図るため、自治会への加入促進とその活動の充実に向けて、多面的支援を行います。

(2) 市民参加の促進

市政懇談会、パブリックコメントの実施のほか、合併10周年記念事業への参画をはじめとして、市民参加の促進を図ります。

(3) 新しい公共の仕組みづくり

地域まちづくり活動事業を継続して実施し、自治会などを中心として市民が主体となって地域の課題解決を図る取組を支援します。

また、行政と市民の中間的ポジションで公共的課題解決を図る新しい公共の担い手と仕組みづくりについて、ボランティアやNPOなどの市民活動を支援し、協働を促進します。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
自治会加入率 [%]	82	83

施策5 情報化と交流連携のまちづくり

目 標	基本戦略
1 情報コミュニケーションの活発なまちをつくる	1 情報基盤の整備と市の情報の効果的発信
2 観光振興と交流を推進し、まちの活性化を図る	1 豊かな観光資源と市の魅力をアピールして観光を振興する 2 交流事業を推進する

5-1-1 情報基盤の整備と市の情報の効果的発信

【現状と課題】

インターネットや携帯電話が普及するなど情報通信環境が飛躍的に進展する中、市では、平成14年4月1日の合併におけるスローガンとして「情報さきがけ都市」を掲げ、市内全域にケーブルを敷設し、テレビ受信環境の整備と自主放送の実施、災害時等における音声告知放送、さらには、インターネットサービスを開始するなど、情報基盤の整備と市民サービスの向上に努めてきました。

しかしながら、現在、本市の超高速ブロードバンド（高速・大容量のインターネット接続環境）整備率は25.2%で、香川県平均が83.1%であることから、大きく整備が遅れています。

今後、民間通信事業者による情報通信基盤の整備を支援することによって、ブロードバンド化の普及と民間のノウハウを活かした効率的で、かつ多彩に活用できるケーブルテレビジョンへの移行を進めていくこととしていますが、その際、自主放送や音声告知放送のあり方についても合わせて検討していく必要があります。

一方、市政への市民参画を促進していくためにも、広報紙、ホームページなどを通して、生活に必要な情報、行政情報や危機管理情報などをタイムリーにわかりやすく提供し、市民との情報の共有化を図ることが重要であり、コンテンツの充実を図りながら効果的発信に努めていく必要があります。

【取組内容】

（１）CATV施設の再構築と民営化

遅れている超高速ブロードバンド化を推進し、CATV事業の継続を図るため、民営化によるケーブルの敷設、事業の効率化及びサービス向上を目指すとともに、加入の促進を図ります。

（２）CATV自主放送の充実

自主放送番組、文字放送及びデータ放送すべてについて、更に内容の充実を図って、市民にとって有用で親しまれるCATVを目指します。

（３）広報の充実

広報紙の内容充実を図るとともに、より見やすく、分かりやすくかつ内容が充実したホームページを整備し、広報活動による積極的な行政情報の発信に努めます。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
超高速ブロードバンド整備率[%]	25.2	100

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
CATV加入率 [%]	75	78
市ホームページアクセス数 [回]	303,002	304,000

5-2-1 豊かな観光資源と市の魅力をアピールして観光を振興する

【現状と課題】

本市は、瀬戸内海国立公園の中にあつて約3,000本の松が立ち並ぶ香川県立琴林公園をはじめ、江戸時代にマルチな才能を発揮した平賀源内ゆかりの史跡、地域社会と一体となった回遊性の遍路文化が数百年にわたつて形成され、今なお全国から多くの巡礼者が訪れる四国八十八箇所霊場の上がり3箇所寺である志度寺、長尾寺、大窪寺など多くの観光資源を有しています。

また、温泉施設、公園、道の駅など市が管理・運営する観光拠点施設も多く、それぞれの特徴を生かした適正な管理と情報発信機能の充実が求められています。

今後、それぞれの観光資源が持つ魅力を高めながら、相互の連携による観光ゾーンを創造して集客力を高めるとともに、市民や団体、事業者が一体となつて地域に根ざした観光の振興を図ることが課題となっています。

【基本戦略の内容】

(1) 観光振興体制の確立

観光振興団体としての観光協会の活動を支援し、振興体制の充実を図ります。

(2) 観光PR活動の強化

観光協会等との連携の下、ホームページやパンフレット等の効果的活用をはじめ、あらゆる機会をとらえて本市の良さと魅力の発信を行うなど、観光PR活動の強化に努めます。

(3) 観光拠点施設・資源の充実

市内にある数多くの観光拠点施設や資源の充実及び適正な管理運営を行うとともに、ネットワーク化に努め、観光交流拠点としての一層の機能強化を図ります。

(4) 四国八十八箇所上がり3箇所寺と遍路道の活用・発信

本市最大の観光資源である四国遍路による集客力を更に高めるため、おへんろつかさの活動の活性化や癒しの観光ルートの研究・設定などを行います。

(5) 広域的な観光の推進

広域定住自立圏域の高松市等との連携により、より魅力ある観光メニューの開発や情報発信体制を確立し、入込客の増加を図ります。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
観光地（施設）入込客数 [人]	4, 620, 927	4, 800, 000

5-2-2 交流事業を推進する

【現状と課題】

本市の外国人登録人口は、平成17年は169人でしたが、平成23年には284人と増加しており、今後も居住する外国人の増加が見込まれるため、市内に在住する外国人が地域とけ込めるよう地域とのふれあいの機会を増やす取組が必要とされています。

さらに、国際化が進むなかで、国際感覚あふれる人材の育成を進めることが課題となっており、これまで行ってきた幾つかの海外都市との交流については、時機を図って実施するとともに、民間レベルで行っている国際理解を深めるイベント等について必要な支援を行うこととしています。

また、国内における他自治体との交流についても、これまで人材の育成を主眼において児童、生徒の交流を主体に実施してきたところですが、今後は経済面、文化面など幅広い側面からの地域間交流を促進することが求められています。

【取組内容】

(1) 国際交流活動の実施

姉妹都市であるオーストリアのアイゼンシュタット市のほか、これまでに交流実績のあるアメリカのボーマンインターナショナルハイスクールや韓国大田市などとの交流について、時機を考慮しながら実施します。

(2) 民間レベルの国際交流・理解活動への支援

進展する国際化に対応し得る人材の育成や、増加する市内居住外国人にとって住み良い居住環境が形成されるよう、市民主体の多様な国際交流活動等を支援します。

(3) 国内友好都市交流事業の推進

友好都市提携の盟約を締結している北海道剣淵町との児童、生徒レベルの交流を継続するとともに、経済面や文化面なども視野に入れた幅広い交流を実施します。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
剣淵町交流参加児童数 [人]	50	50

施策6 健全な心身と思いやりを育む健康・福祉のまちづくり

目 標

- 1 市民の誰もがそれぞれの状況に応じて心身ともに健康で幸せに暮らせるまちをつくる

基本戦略

- 1 健康づくりと疾病予防対策を推進する
- 2 新市民病院を核として、安心して医療が受けられる体制を整える
- 3 地域福祉を推進する
- 4 子育て支援の充実を図る
- 5 障害者福祉を推進する
- 6 高齢者福祉を推進する
- 7 生活困窮者の自立を支援する
- 8 社会保障制度の健全な運営に努める

6-1-1 健康づくりと疾病予防対策を推進する

【現状と課題】

近年、喫煙や偏った食生活、運動不足等の日常生活の影響による生活習慣病、社会環境の変化などによるストレスの蓄積や社会不適応による心の病などが増加しています。

市では、平成16年度にさぬき市健康増進計画を策定し、健康の保持・増進と疾病を予防する一次予防に重点を置いた施策の推進、人生の各段階に応じた健康課題に効果的に取り組むこと、地域が一体となって健康づくりを推進するという基本的考え方に基づいて、健康づくりを市民主体で推進しようとする取組から生まれた健康応援団体操を普及するとともに、健康教室、健康相談、各種健康診査及び食生活改善の推進などを行ってきました。

今後とも、健康診査の受診率向上を図るとともに、保健事業を通して予防対策に重点をおき、乳幼児、母子、小児期、成人、高齢者など、それぞれの年齢層や状況に応じて、総合的な健康づくりや疾病予防対策を推進していくことが必要です。

【取組内容】

(1) 自主的な健康づくりの推進

健康づくりに関する様々な知識の普及や意識の啓発等のほか、健康づくりワークショップ「まちの健康応援団」による健康応援団体操の普及を図り、市民一人ひとりが自らの健康意識を明確にし、健康の保持・増進に取り組めるよう支援します。

(2) 心の健康づくり

精神疾患を予防し、心と身体のバランスを保ちながら健康で生き生きと生活できるよう健康教室や相談事業に取り組むとともに、心の病気や精神疾患への市民の理解を深め、誰もが地域で安心して暮らせるよう支援します。

(3) 母子保健と育児支援の充実

妊娠・出産から育児に至る健診や訪問、指導を通して、対象児や保護者に対する支援を行うとともに、発達障害支援教室や相談等によるフォローを行います。また、育つ世代、学ぶ世代それぞれの時期に身につけるべき生活習慣を正しく確立できるような取組を推進します。

(4) 歯の健康づくり

8020運動を推進するとともに、歯及び口腔衛生に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

(5) 健康診査の充実

健康診査、各種がん検診等の実施について、参加しやすい環境を整え、受診率向上を図りながら疾病の早期発見・早期予防に努めます。

(6) 生活習慣病の予防

これまでの健康診査を中心とした疾病の早期発見・早期治療にとどまらず、生活習慣の向上と改善を支援し、生活習慣病をはじめとする疾病の一次予防に重点を置くとともに、状況に応じて健康相談、健康教室及び訪問指導等を実施して、予防を強化します。

(7) 食育の推進

正しい食生活を身につけ、健康全般に関する知識を学び、生活習慣病を予防するため、さぬき市食生活推進員養成講座や研修会を開催するとともに、地域の食文化を大切にしつつ市民の健康増進を図ることを目標とする食育ネットワーク事業を通して食育推進計画の推進を図ります。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
がん検診平均受診率 [%]	22.7	26.7
幼児の朝食摂取率 [%]	89.7	98.0

※がん検診平均受診率は、地域保健事業報告の胃・大腸・子宮頸がん・乳がん・肺がん検診受診率の平均値です。

6-1-2 新市民病院を核として、安心して医療が受けられる体制を整える

【現状と課題】

本市の医療の核となるさぬき市民病院では、新病院建設に向けて、平成17年度に「さぬき市民病院整備基本構想」を策定、平成20年度に基本設計、平成21年度に用地取得と実施設計を終え、平成22年度から建設工事を進め、平成24年1月30日に新病院での診療を開始しており、今後、旧施設の撤去及び外構工事を終えて10月のグランドオープンを目指しています。

新市民病院では、これまで以上に経営改革を進め、安定的に運営できる経営基盤の確立を図るとともに、香川大学医学部附属病院や地域の医療機関との連携を図りながら、地域に根ざした質の高い医療を提供することが求められています。

また、国民健康保険の直営診療所として、多和診療所及び津田診療所を運営していますが、今後とも、それぞれの地域のニーズに沿った診療を継続していくこととしています。

なお、救急医療体制に関しては、休日・夜間の救急医療は県立白鳥病院とさぬき市民病院の交代制により、小児夜間急病診察室は大川地区の小児科医や香川大学医学部附属病院小児科の協力を得てさぬき市民病院において実施しており、現在の取組を継続していくことが重要です。

さらに、本市が属する大川医療圏は、高松自動車道等の道路交通網で高松医療圏と密接につながっており、香川大学医学部附属病院の救命救急センターから30分圏内でほぼカバーされていますが、市民がいかなる時も安心して医療を受けられるよう、関連医療機関とのより緊密な連携を図っていく必要があります。

【基本戦略の内容】

（１）地域医療の充実

新たに生まれ変わったさぬき市民病院の魅力を高めて健全経営に努め、二次医療機関たる地域医療の核として、市内医療機関（一次医療）及び香川大学医学部附属病院（三次医療）との相互連携により、地域医療の充実を図ります。

また、多和診療所及び津田診療所それぞれが、地域のニーズに応じた医療を展開します。

（２）救急医療体制の継続

大川保健医療圏における休日、夜間の救急医療体制を県立白鳥病院との連携で継続するとともに、引き続き、大川地区小児科医や香川大学医学部附属病院小児科の協力により、小児夜間急病診察室を運営します。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
市民病院年間外来患者数 [人]	125,430	109,749
市民病院における逆紹介率 [%]	16.9	20.0

6-1-3 地域福祉を推進する

【現状と課題】

急速な少子高齢化の進展に伴う人口減少社会の到来、核家族化、価値観の多様化などにより、本市における地域社会は大きく変化しており、人や地域のつながりの希薄化による共助の機能の低下が懸念されています。

また、景気後退に伴う雇用や生活に対する不安などによる自殺の増加、フリーターやニートの増加、多重債務問題、子ども・高齢者に対する虐待やドメスティック・バイオレンス、災害時の要援護者避難支援など新たな課題も生じています。

こうした状況の中、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、ご近所同士の助け合いや支え合いを通じて、様々な問題を解決する地域力の醸成が課題になっています。

市では、社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会をはじめとする各種団体と連携し、住み良いいきいきとした福祉のまちづくりを進めており、平成20年度には、さぬき市第2期地域福祉計画を策定し、施策を推進しています。

今後においても、市民一人ひとりが自ら福祉のまちづくりに参加し、市民や地域の力を生かしながら、支援を必要としている人たちにきめ細かな福祉サービスを提供していくとともに、市民意識の高揚による地域福祉を推進することが求められています。

【取組内容】

（１）地域福祉計画の推進

地域住民、NPO、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉協議会、行政等が互いに協働して役割を分担しながら、様々な工夫を凝らし、地域資源の有効活用も図って「優しさと思いやりが織りなすいきいき福祉のまち」をスローガンとする地域福祉計画の推進に努め、互いに支え合うまちをつくっていきます。

（２）社会福祉協議会との連携

子育て支援、障害者に対する支援、ひとり暮らし高齢者に対する支援のほか、ボランティア活動など多種多様な活動を行って地域福祉を担う社会福祉協議会の活動について市民の理解を深めるとともに、行政との連携を強化しながら、必要な支援を行います。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
ボランティアセンター登録団体数 [団体]	68	75
主たる事務所を本市に置くNPO法人登録数[法人]	8	10

6-1-4 子育て支援の充実を図る

【現状と課題】

本市の0歳から14歳までの年少人口は、平成17年度7,169人に対して平成22年度6,538人で、5年間で631人減少したこととなり、今後更に減少することが懸念されます。

少子化が進む背景としては、生活様式の多様化、子育てと仕事の両立の困難さ、結婚に対する意識の変化など様々な要因が指摘されており、また、核家族化等の進行により、若い世代の親たちの多くは、結婚前に乳幼児と接する機会や育児に関する知識経験が乏しく、このことが子育てへの不安感や孤立感につながり、子育てを負担に感じてしまう原因になる場合もあると言われています。

こうしたことから、子育て相談、子育て情報の提供、ファミリー・サポートセンターや放課後児童クラブの充実等を図るほか、地域全体で子どもを見守り育てていく体制の整備など、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりが課題となっています。

また、女性の社会進出が進み、就労形態も変化するなど保育ニーズ等が多様化することが予想されるため、特別保育を含めた保育の充実とともに、仕事と子育ての両立を支援していくことも求められています。

【取組事項】

(1) 子育て支援サービスの充実

子ども手当や医療費支給等の経済的支援、放課後児童クラブやファミリー・サポートセンターの充実等による育児支援など、次世代育成支援計画に基づき、様々な面からの子育て支援策を検討して推進します。

(2) 保育の充実と保育所の再編

公立・私立各保育所との連携により、待機児童ゼロを継続するとともに、各種研修を通して保育士の資質向上を図って保育サービスの充実に努めます。また、延長保育、一時保育及び休日保育を継続して実施するとともに、市民病院内において、病児・病後児保育に取り組みます。さらに、「子ども園」、「幼保一元化」等の動向も注視しながら、学校再編と歩調を合わせた公立保育所の再編を進めていきます。

(3) 子育て相談及び情報提供体制の充実

子育て支援センターや児童館を中心として、関係機関との連携を図りながら、子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、子育て応援ガイドブックなどの冊子やホームページ等を通じて、子育て支援情報の提供に努めます。

(4) 地域ぐるみの子育て支援

若い世代の育児不安の解消や子育てに関する不安解消に向けて、地域での子育てを推進するための民生委員児童委員の協力を得たこんにちは赤ちゃん事業などを継続するとともに、更なる手法について検討し、実施します。

(5) 配慮が必要な児童や家庭への支援

母子家庭等ひとり親家庭や障害のある子への支援のほか、児童虐待防止対策については、ネットワークを強化するなど、配慮を要する児童などへのきめ細かな取組を進めます。

(6) 子育てと仕事の両立への支援

女性の社会進出や就労形態の変化などに対応して、子育てと仕事の両立に向けた支援を実施して、子どもを安心して産み育てることができる環境整備に努めていきます。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
ファミリー・サポートセンターのお願い会員、まかせて会員、どっちも会員の登録者の総数 [人]	215	315
病児・病後児保育年間受入延べ人数 [人]	0	400

※病児・病後児保育年間受入延べ人数の計画目標値は、施設の基準設計人数です。

6-1-5 障害者福祉を推進する

【現状と課題】

平成22年度末現在、本市の身体障害者手帳所持者は2,806人、療育手帳所持者が387人、精神障害者保健福祉手帳所持者は167人となっています。

これまで、障害者基本法及び障害者自立支援法を踏まえ、さぬき市障害者計画及びさぬき市障害福祉計画に基づいて、関係機関と連携しながら、障害のある人達の地域における自立と社会参加を目指して、生活全般にわたる各種の施策を推進してきました。

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが共に助け合い、支え合う地域社会を目指し、障害のある人とその家族に対しては、福祉や生活等に関する情報提供や相談体制の整備を進めるとともに、就労支援のための作業所の運営や社会参加の推進、障害者自立支援法に基づく自立支援サービスや地域生活支援事業等の障害福祉サービスをきめ細かく提供していくことが必要です。

【基本戦略の内容】

（１）広報・啓発と交流活動の充実

広報紙やホームページなどの活用のほか、障害者や障害者団体などと連携し、様々な機会を通じて市民の障害者に対する正しい理解を促進します。また、障害者の学習活動促進のための各種講座等の実施にあたっては、内容等の工夫や、社会福祉協議会、NPOなどと連携して障害者に配慮した事業の実施を図るとともに、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて、交流や社会参加の機会を広げることができるよう支援します。

（２）障害者福祉サービスの充実

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、各種の在宅福祉サービス、入所施設や通所施設等を利用したサービスなど、障害者自立支援サービスを実施し、障害者福祉の充実を図ります。

（３）地域生活支援事業等の充実

障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、相談支援体制を充実させ、地域の特性や利用者の状況に対応した各種事業を推進します。また、福祉年金支給事業や重度心身障害者医療費支給事業などを実施し、障害者及び家族の経済的負担の軽減を図ります。

（４）発達障害児の支援

増加しつつある発達障害児を支援するため、支援の核となる体制整備のための支援者の研修や機関支援のほか、個別の相談支援を実施します。

（５）雇用・就労支援の充実

心身障害者小規模作業所などへの通所のほか、ハローワーク等と連携し、民間企業や事業主に対して雇用を働きかけます。また、国・県などの障害者雇用に係る各種奨励金や助成制度について、広報等を活用して周知を図り、就労を希望する障害のある人がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう支援を行います。

（６）人に優しいまちづくりの推進

幅の広い歩道の整備や段差の解消、視聴障害者誘導用ブロックの設置、視覚障害者に配慮した信号機の設置及び多目的トイレの設置など、障害者が安全、快適に外出できる環境整備を進めます。また、公共施設等の整備においては、バリアフリー化を推進し、障害者が利用しやすい環境づくりを進めます。

(7) 安全・安心の確保

障害者や高齢者などの災害時要援護者について、災害時における救助・安否確認などの初動体制を確立するため、地域住民が中心となる防災ネットワークの構築を図ります。また、民生委員児童委員と連携し、地域における要援護者台帳の整備を支援します。さらに、判断能力が不十分で適切な福祉サービスを利用することが困難な障害者に対し、福祉サービスの利用や金銭管理を支援する地域福祉権利擁護事業について、社会福祉協議会と連携して普及・啓発を進めます。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
障害者福祉サービスの延べ年間利用者数 [人]	4, 856	6, 000

6-1-6 高齢者福祉を推進する

【現状と課題】

本市における65歳以上の高齢者人口は、平成23年4月1日現在で15,159人、高齢化率は28.51%となっています。さらに、平成26年度の高齢者人口は16,416人、高齢化率は31.59%になると見込まれており、特に75歳以上の高齢者の増加により、寝たきりや認知症による要介護者が増えていくことが予想されます。

こうした状況の中、長い高齢期を健康に過ごせるよう介護予防事業を推進するとともに、要介護状態等になった場合も、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう在宅福祉サービス・介護サービスの充実や高齢者福祉施設・介護施設の充実を図る必要があります。また、核家族化の進行などにより、高齢者だけの世帯、ひとり暮らし世帯も増加する中、こうした世帯を見守る体制を確立するとともに、高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業に取り組む必要があります。

さらに、豊かで活力ある高齢社会を築いていくためには、高齢者自身が社会的役割を担うことが重要であることから、就労、ボランティア活動や生涯学習活動などを通して、長い間培ってきた豊富な経験や知識を生かせる場を提供しつつ、地域社会に貢献できるような仕組みを整備し、そのための支援を行っていくことが求められています。

【取組内容】

(1) 介護予防事業の推進

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合にも重症化の防止と改善を図り、できる限り地域において自立した生活が送れるように介護予防事業を推進します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

高齢者を地域ぐるみで支え、住み慣れた地域や家庭において生きがいのある安定した生活が営めるよう在宅福祉サービスの充実を図ります。

(3) 高齢者虐待の防止と権利擁護事業の推進

高齢者が安心していきいきと暮らせるよう、虐待を早期に発見し、迅速な対応、適切な指導・助言等により防止に努めるとともに、成年後見制度の利用等、権利擁護事業の推進を図ります。

(4) 生きがいづくりと社会参加の推進

老人クラブ活動等の支援や就業機会の確保など、社会参加を促進し、高齢者の生きがいづくりを推進します。

また、シルバー人材センターや公共職業安定所との連携強化により、高齢者の技能や経験を生かせる就労機会の充実に努めます。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
生きがい活動通所支援事業延べ利用人数 [人]	7,992	8,000

6-1-7 生活困窮者の自立を支援する

【現状と課題】

本市における平成22年度の生活保護の状況は、保護世帯数157世帯、保護人員数が208人となっており、保護率は、4.0%（パーミル）で全国平均の約3分の1、県平均の約2分の1と、低い率で推移しています。

しかし、近年、長引く不況や高齢化の進展から生活保護世帯は増加傾向にあり、特に厳しい雇用環境を反映して若年者層からの申請も増えています。

こうした状況下における生活保護制度の運用にあたっては、最低生活を保障するのみならず、それぞれの事案を的確に把握し、他施策の積極的な活用や関係機関との連携を図りながら、困窮の程度に応じた適切な援護を行うとともに、悩み事の相談、生活指導及び就労指導等により、自立を支援する取組を充実させることが必要となっています。

【取組内容】

（１）生活保護制度の適切な運用

保護の実態と動向を的確に把握するとともに、被保護世帯の生活の安定を図るため、医療機関や保健機関との連携も図りながら、適切な生活保護制度の運用による援護施策の実施に努めます。

（２）自立への支援

各人の状況に応じて、自立支援プログラムを推進して被保護者の自立促進を図ります。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
生活保護における月平均被保護世帯数〔世帯〕	157	185

6-1-8 社会保障制度の健全な運営に努める

【現状と課題】

社会保障制度は、相互扶助によって、健康で文化的な生活を営むことができるように支え合う仕組みであり、我々の生活の中で重要な役割を担っています。

このうち、国民健康保険制度は、相互扶助の精神の下、疾病や負傷等に対して保険給付を行う医療保険の柱として重要な役割を果たしており、平成22年度末の加入状況は、世帯数が7,647世帯、被保険者数が13,200人となっています。近年、急速な高齢化や医療の高度化等に伴って医療費が増大し、保険財政は厳しい状況にあります。今後とも、健康の保持増進を推進して医療費の抑制を図り、国民健康保険税の収納率向上に向けた施策を推進する必要があります。

後期高齢者医療制度については、高齢者の医療を確保するため、75歳以上の人々の医療を国民みんなが支える仕組みとして導入され、22年度末の被保険者数は8,490人となっており、在宅医療の充実、介護サービスとの連携強化など高齢者の生活を支える医療をめざして運営されています。

次に、本市の介護保険事業の状況は、平成22年度末現在、第1号被保険者数が15,103人、要介護等認定者数が2,952人となっており、いずれも毎年増加しています。団塊の世代が高齢期を迎える今後は、更に増加を続けるものと予想され、併せて介護給付費も増加するものと思われることから、介護給付費の適正化を推進していく必要があります。

また、国民年金制度は、すべての国民を対象に、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の連帯により防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とした制度であり、人々の生活に必要な不可欠なものです。平成22年度末現在の第1号

被保険者数は6,735人となっていますが、年々減少傾向にあり、今後は、高齢者の生活の支え合いであるという制度の趣旨の普及と徹底を図りながら、適正な加入者管理に努めていく必要があります。

【取組内容】

（１）国民健康保険事業の健全な運営

特定健康診査の実施など生活習慣病の予防や保健事業の推進により、健康の保持増進を進めるとともに、レセプト点検調査の充実や広報・啓発活動の推進等による適正受診の促進に努め、医療費の抑制に努めます。また、相互扶助による国民皆保険制度の趣旨を説明し、保険税の収納率向上を図ります。

（２）後期高齢者医療制度の適正な運営

後期高齢者医療広域連合との連携の下、被保険者管理と保険料の賦課・徴収など、制度の適正な運営に努めます。

（３）介護保険事業の健全な運営

要介護度の認定及び保険給付の迅速で適正な運用を行うとともに、高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じて自立した生活が営めるよう、居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスの基盤整備水準の充足を図って、質の高い充実したサービスの提供に努めるとともに、介護予防及び居宅介護を重視した介護保険制度の健全な経営と円滑な運営を推進します。

（４）国民年金制度の適正な運用

国民年金制度への加入・変更・免除などの各種届出と給付に関する請求書などの受理、審査関連事務を行うとともに、広報・啓発活動や年金相談の充実にも努め、国民年金制度の正しい知識と認識を深め、社会保険庁との連携の下、加入の促進に努めます。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
国民健康保健事業の特定健康診査受診率 [%]	30.3	40.0
介護保険事業の要支援・要介護認定者数 [人]	2,952	3,280

施策7 主体性・創造性・生きがいを育む教育・文化のまちづくり

目 標	基本戦略
1 差別がなく人権が守られるまちをつくる	1 人権を尊重する教育・啓発を行う 2 男女共同参画社会を実現する
2 生きる力と人間性豊かな心を育む教育が行われるまちをつくる	1 教育環境の整備と教育内容の充実を図る
3 生涯にわたって学び、生きがいを持って生きることができるまちをつくる	1 生涯学習を充実する 2 青少年の健全育成等を推進する 3 家庭教育の充実を図る 4 スポーツを振興する
4 さぬき市の歴史と文化を学び、伝承し、芸術文化の薫るまちをつくる	1 歴史と伝統文化を伝承する 2 芸術文化の振興を図る

7-1-1 人権を尊重する教育・啓発を行う

【現状と課題】

日本国憲法の基本理念は、法の下での平等とすべての国民に基本的人権の享有を保障するものです。しかし、私たちの身の回りには、部落差別をはじめ女性、障害者、外国人などに対する差別意識が現存しています。

なかでも、部落差別は、社会の発展過程において、国家の意図的な政策として形成された身分階級制度によって、経済的、社会的、文化的に低位な状況に置かれたものであり、今なお、就職や結婚などにおいて根強い差別が存在しています。

市では、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを目指して、平成14年度に「さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例」を制定し、基本的人権の擁護に関する施策を推進してきたところですが、今後は、これまでの講演会、研修会、広報などの啓発活動を検証しながら、市民一人ひとりが、あらゆる差別に対して鋭い感覚を培い、豊かな人間社会を形成するための認識、情熱、意志等を持って、差別をしない、差別を許さない行動が実践されるよう、学校教育、社会教育の両面における啓発内容及び推進態勢の充実と指導者の養成を図っていくことが課題となっています。

また、辛立文化センターを中心とした各種の学習・交流活動を通して、広く市民への理解を深めていく必要があります。

【基本戦略の内容】

(1) 人権教育の推進

すべての人が生涯にわたり、人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意識や態度を身につけていくために人権教育を推進します。

(2) 人権・同和問題啓発活動の推進

同和問題などのあらゆる人権問題の解決に向けて、各種啓発事業を実施し、市民の人権意識の向上を図り、差別や偏見のない人権尊重社会の実現をめざします。

(3) 啓発拠点施設の活動充実

人権啓発のための開かれた市民交流の拠点施設として、「辛立文化センター」の事業の更なる充実を図ります。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
人権・同和教育講演会や研修会の開催回数 [回]	55	60

7-1-2 男女共同参画社会を実現する

【現状と課題】

私たちはみな、性別に関わりなく、個人として尊重される平等な存在です。国の「男女共同参画社会基本法」制定を受けて、市では「さぬき市男女共同参画プラン」を策定し、諸施策を推進するとともに、平成21年度には「さぬき市男女共同参画推進条例」を制定し、市民一人ひとりが互いを大切に、「自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまち」をつくることを目指して取組を進めています。

しかしながら、今なお、男女の役割を固定的にとらえる意識や社会慣行が根強く残っており、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受し、ともに責任を負う社会には至っていません。

男女の人権の尊重、社会の制度・慣行についての配慮、政策や方針の立案・決定への共同参画、家庭生活と職業生活その他の社会活動の両立、家庭、地域、職場及び学校等での個人の尊厳、男女平等教育の実践、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントの根絶など今後において解決しなければならない課題は山積しており、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが求められています。

【取組内容】

(1) 男女共同参画推進のための意識啓発

「自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまち」をつくっていくため、さぬき市男女共同参画推進プランに沿って、情報提供や啓発活動、市民活動団体が実施する事業の支援等を行います。

(2) 様々な分野における男女共同参画の推進

審議会等への女性の積極的な登用などによる政策・方針決定過程への女性参画の拡大をはじめ、家庭・地域生活と仕事の両立支援や雇用分野における男女の均等な機会、待遇の確保に関する施策の推進など、様々な分野における男女共同参画を推進します。

(3) あらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスや児童虐待、セクシャル・ハラスメントなど、女性等に対するあらゆる暴力の根絶に向け、啓発活動の推進や相談の充実に努めます。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
行政機関、附属機関等に占める女性の割合 [%]	23.6	32.2

7-2-1 教育環境の整備と教育内容の充実を図る

【現状と課題】

平成18年度に「教育基本法」が改正され、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、個人の尊厳などの普遍的な理念や、道徳心、自立心、公共の精神など今後重視すべき理念が明確に示されました。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なものであり、学齢期においては、基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身につけることが求められています。さらに、自らを律しつつ、人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを身につけ、未来を担う人材として心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。

市では、魅力ある学校づくり、地域社会に開かれた幼稚園や学校づくり、家庭の教育力の向上などに取り組み、小・中学校を通じた教育内容の充実、子どもの安全対策、心の問題への対応など、教育環境の整備を積極的に進めてきました。また、幼稚園では、近年の少子化・核家族化及び女性の社会進出の拡大などにより、子育て支援としての預かり保育にも取り組んでいます。

しかし、今後ますます国際化や価値観・生活様式の多様化が進む変化の激しい社会の中で生きぬいていくための生きる力の育成を目的とした英語教育やICT（教育の情報化）をはじめとする教育内容の一層の充実、心の健康づくりの充実、総合的な安全対策の推進等が課題となっており、その対応には、あらゆる研修を通して教職員の資質向上に努めて質の高い教育を提供していくことや、学校、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの教育が求められています。

またIT化の推進による教育手段や方法の多様化も予想されるため、生徒と教師が、生徒と生徒が触れ合うことに留意しながら、時代に合った教育手段等を積極的に取り入れていく必要があり、さらに、支援が必要な生徒には支援職員を配置するなど、特別支援教育等の推進が重要になっています。

学校施設等については、平成23年5月現在、小学校13校、中学校6校、幼稚園11園、小学校児童数は2,782人、中学校生徒数は1,323人、幼稚園園児数は597人となっており、快適で安全な教育環境づくりのため、学校や幼稚園の規模の適正化と再編、老朽化した校舎、体育館の改修整備や耐震補強工事等が必要であることから、さぬき市学校再編計画を基本として実施を進めており、引き続きその推進を図っていく必要があります。

学校給食については、食育や地産地消、衛生管理の徹底などが推進される中、単独調理場から2か所の学校給食センターへの集約を図るなど、子どもたちの心身を育む安全・安心な給食づくりの体制を充実することが求められています。

【取組内容】

（１）学校再編計画の推進

よりよい教育環境を整備し、充実した幼稚園、小・中学校教育を実現するため、さぬき市学校再編計画（前期：～24）に沿って再編整備を行うとともに、前期計画の進捗を踏まえて後期計画の見直しを行い、更なる推進を図ります。

（２）耐震化の推進と施設管理の充実

学校再編との関連から実施が遅れている学校等について、早期に方向性を見出して施設耐震化を実現するとともに、老朽化が進む施設の計画的維持修繕に取り組み、園児、児童、生徒の安全を確保し、安心して学べる快適な教育環境の整備を進めます。

（３）教育内容の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を踏まえ、家庭、小学校、地域との連携強化の下、幼稚園における教育内容の充実に努めます。

また、小・中学校においては、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力など生きる力の育成を重視した教育内容の充実に図り、新学習指導要領の求めに沿う時代に合った教育に努めます。

さらに、家庭や地域との連携を強化するとともに、小・中学校間等の連携のあり方について、幅広く検討します。

（４）教職員の資質向上

教職員の研修機会の拡充と研修内容の充実に図って、資質の向上に努めます。

とくに、小・中学校においては、教科指導員の委嘱等による実践的研修を通して、指導力の向上に努めます。

（５）特別支援教育等の推進

LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等により学習や生活面での特別な支援を要する園児、児童、生徒が在籍する幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員などを配置し、適切な指導及び必要な支援を行います。

（６）心の教育相談事業の継続

児童、生徒の心の悩みに応えるべく、「心の教室相談員」を継続して設置し、悩める心のケアに努めます。

（７）ICTプランの推進と外国語学習の充実

校内LANの段階的整備や教育ソフトの充実により、ICTを活用した教育を推進します。

また、ALT（外国語指導助手）の活用をはじめ、外国語学習支援員の協力の下、国際化社会

に対応した英語教育の充実を図ります。

(8) 預かり保育の充実

家庭の状況等により保育が困難な家庭の幼児を対象に、通常の保育時間終了後に実施する預かり保育の充実を図ります。

(9) 学校給食の充実

安全・安心な食材を確保するため、地産地消の推進として地元農業者との連携を図り、品質がよく、安価な食材の確保に努めます。また、学校再編との歩調を合わせながら、単独調理場から共同調理場方式への移行を図るなかで、統一的に食育の推進と衛生管理の徹底を図ります。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
小中学校における耐震化率 [%]	68.0	91.8
学校給食における地産地消品目数[品目]	28	30

7-3-1 生涯学習を充実する

【現状と課題】

生涯学習は、生涯にわたって学び、豊かな人生を送るとともに、その活動を通じて、市民参加の下に、住み良いふるさとづくりを進めることにも繋がります。また、この生涯学習は、単に用意されたものを受け取るものではなく、自らの可能性を自らの力によって開拓するものであり、「学ぶ内容と方法を学ぶ者自身が創り出し」それを「学ぶ者自身が運営する」という「創る権利」を基本としています。

本市では、市民の学習ニーズに応えるため、公民館や図書館を拠点として、生涯の各期に応じた講座や教室を開催しているほか、学習情報の提供に努めており、次第に各地域・団体において相互協力と自主運営意識が芽生え、生涯学習の理念に即した環境に近づいています。

しかしながら、今後、社会、経済情勢が変化する中で、市民の学習ニーズはますます多様化、高度化してきており、市民ニーズに即した多彩で特色のある学習プログラムの整備と提供等を行っていく必要があります。

【取組内容】

（１）生涯学習の推進

市民一人ひとりが、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において自ら学習することができる社会の実現を図り、住み良いふるさとづくりを進めていくため、学校や家庭、地域など社会全体が一体となった生涯学習を推進します。

（２）生涯学習団体の支援

子ども会、青年会、婦人会等の女性団体など各種生涯学習団体の活動を支援します。

（３）公民館活動の充実

公民館は生涯学習の拠点であり、合わせて地域住民と行政を結ぶ役割を担っています。住民の生きがいの場所をつくるだけでなく、学校教育の支援や家庭教育の強化といった多様な目的に向かって、地域の特色を生かした公民館活動を推進するとともに、安全・快適な生涯学習の場となるよう、施設の整備と充実を図ります。

（４）生涯学習関連施設の整備充実

安全・快適で利便性の高い施設での市民の主体的学習活動を推進するため、図書館をはじめとする生涯学習関連施設の整備と適正な管理・運営に努めます。

（５）地域交流活動の推進

子どもの活動拠点として、「子ども学び教室」を開催するとともに、地域の人々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動など地域住民との交流活動を行うことにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりとしての「放課後子ども教室推進事業」の実施を推進します。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
公民館等自主講座生数 [人]	2, 930	3, 000
図書館蔵書数 [冊]	70, 869	78, 085
図書館貸出冊数[冊]	169, 029	175, 000
放課後子ども教室推進事業実施数[箇所]	3	4

7-3-2 青少年の健全育成等を推進する

【現状と課題】

近年、少子化や核家族化、地域の人たちとの交流機会の減少などにより、青少年の成長過程において、家庭や地域社会との結びつきが弱まって教育力が低下し、連帯意識やモラルの低下も懸念されています。また、インターネットの普及による有害情報のはん濫は、様々な危険性を増大させ、犯罪や犯罪被害の低年齢化を進行させる要素となっています。

市では、青少年が社会に適応する力をつけ、彼らの健全育成を進めるため、青少年健全育成市民会議を中心として、家庭、学校、地域社会、警察及び関係団体等が連携し、悩み事相談や補導など総合的な育成活動に取り組んでおり、青少年が社会的経験を積む機会の拡大などにも努めています。また、子ども会をはじめとする各種団体の支援を行い、指導者の育成に努め、これらの団体と連携しながら住み良いふるさとづくりを築いていくことを推進しています。

今後とも、青少年の健全育成は本市の重要課題であるという認識に立ち、全市的な体制整備の下、安全・安心のまちづくりを目指して青少年が健全に育つ環境整備を進めるとともに、各種の健全育成活動を一層推進していく必要があります。

【取組内容】

（１）補導活動の推進

少年育成センター補導員による街頭補導を強化し、非行や不良行為の早期発見と防止に努めるなど、早期の非行対策を講じます。

（２）不審者対策の充実

警察、学校及び市民等から寄せられた不審者情報について、「安全・安心コミュニティシステム」を通して保護者に向けて注意喚起のメール配信を行います。

また、不審者の現れにくい環境づくりに向けて、子どもＳＯＳの取組を継続するとともに、登下校時の見守りをはじめ、地域ぐるみで安全・安心づくりを推進します。

（３）相談活動等の推進

不登校や引きこもりの児童、生徒、その保護者等に対して、学校、家庭及び関係機関等と連携して相談活動を推進し、悩みの解決を図るとともに、適応指導教室にて児童、生徒の支援に努めます。

また、広報活動等を通じ、悩みを抱えている潜在的相談者の掘り起こしに努めます。

（４）環境浄化活動の推進

青少年のたまり場、空き家、有害図書、自動販売機等、青少年の健全な成長を妨げる環境を把

握し、有害図書等の回収や重点パトロールなどにより環境の浄化に努めます。

（５）青少年健全育成活動の推進

すべての青少年が非行に走ることなく、素直で明るい希望にあふれる青少年に育つことをめざして、学校、警察及び関係機関と連携し、補導体験活動や街頭での広報・啓発活動を行います。

また、「さぬき市青少年健全育成市民会議」を通じて、校区会議等が行う健全育成活動を支援します。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
少年相談件数 [件]	246	346

7-3-3 家庭教育の充実を図る

【現状と課題】

家庭教育は、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点です。しかし、近年の都市化、核家族化、少子化等に伴って、育児不安の広がりや子どもの教育の仕方がわからない親の増加など家庭の教育力の低下が指摘されており、文部科学省では、平成13年7月に社会教育法を改正し、教育委員会の事務として家庭教育に関する講座の開設等の事務を明記するなど家庭教育の向上のための社会教育行政の体制整備を図っています。

こうした状況を踏まえ、家庭教育に関する様々な学習機会を提供するとともに、相談体制の充実、普及啓発の推進等を通じて、家庭教育を支援していく必要があります。

【取組内容】

（１）家庭教育支援事業の実施

家庭教育コーディネーターの支援を受けながら、家庭教育学級、家庭教育講座及び家庭教育相談を実施するとともに、就学前の保護者を対象とした講座等を行います。

また、ファシリテーターの育成やその活用による親育ちプログラムを実施し、親同士の情報交換や交流を推進することによって、子育てへの自信を高めることに努めます。

(2) 家庭教育充実のための調査・研究

平成23年度に実施した保護者アンケート調査に基づき、保護者のニーズに沿ったより効果的な内容やプログラムについて調査・研究し、実施を図ります。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
就学前の保護者対象講座参加者数 [人]	437	359
親育ちプログラム実施回数 [回]	1	2

7-3-4 スポーツを振興する

【現状と課題】

スポーツは、健康保持と体力増進に役立つだけでなく、住民相互の交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、重要な役割を担っています。

市内で定期的にスポーツや運動をしている人の割合は9.2%であり、市内スポーツ大会に延べ約2万6千人が参加し、体育協会やスポーツ少年団などの組織に加盟しての活動などが活発に行われています。

近年、健康や体力づくりに対する関心が高まる中、市民のスポーツニーズは増大し、多様化の傾向にあり、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、市内のスポーツ施設の整備や管理運営体制の充実を進めるとともに、各種スポーツ団体やクラブの自主運営に向けた支援と指導者の確保、スポーツ大会・教室の充実など、自ら進んで取り組むスポーツ活動の場と機会の充実を図っていく必要があります。

【取組内容】

(1) スポーツの推奨

健康・体力づくりのため、各種スポーツ教室や気軽に参加できる事業を実施するなど、広く市民スポーツを推奨します。

(2) 体育団体・指導者の育成と支援

体育団体の自主活動がより活発に行える環境づくりや支援を行うとともに、多種多様な市民ニーズに対応するためのスポーツ推進委員の育成や資質の向上を図ります。

（３）総合型スポーツクラブの育成

誰もが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を図り、豊かなスポーツライフを創造し、地域コミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブを育成し、スポーツ振興のみならず、地域における住民意識や連帯感の高揚、世代間の交流、地域の教育力の回復など、新たな地域社会の形成を図ります。

（４）社会体育施設の整備充実

市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となっている各種社会体育施設について、利用者のニーズに即した施設の整備充実を進めるとともに、指定管理制度の継続も含めて、管理運営体制の充実を図ります。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
各種スポーツ大会参加者数（体育協会主催）[人]	13,000	13,000
スポーツ少年団加入率 [%]	37	33

7-4-1 歴史と伝統文化を伝承する

【現状と課題】

本市には、国指定文化財が17件、県指定文化財が19件、市指定文化財が72件存在しています。文化財は、市民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、市の歴史、文化、風土を内外に発信するうえで重要な役割を担っています。

このため、文化財の適正な保存を行うとともに、講演会の開催、文化財マップの作成等による文化財の公開と普及に努め、多くの人々が本市の歴史・文化に親しめる場や機会の提供に努める必要があります。また、地域に眠る未指定の文化財についても調査を進め、現状を把握するとともにその保存に努めることとしています。

今後においても、こうした活動を通して、文化財、そして地域の歴史と伝統文化を継承していく必要があります。

【取組内容】

（１）文化財の保存・整備と活用

文化財の調査及び保存・整備について、文化財保護審議会等の有識者による助言や、文化財保護協会会員等の協力を求めながら適切な実施に努めます。また、歴史民俗資料館などの企画展や

文化財巡りハイキングコースの設定や活用など、積極的にその伝承と普及に努めます。

(2) 古墳の復元整備

津田湾古墳群の発掘調査結果をもとに、同古墳群の復元整備と合わせて国指定の史跡となるよう取り組みます。

(3) 遍路道の整備と資料展示の充実

増加する歩き遍路のための遍路道の保存・整備を更に進めるとともに、遍路資料展示館などの展示を充実します。また、四国八十八箇所「遍路文化」の世界遺産登録に向けた運動に歩調を合わせた取組も進めます。

(4) 市史の編纂

合併10周年を契機として、市のこれまでの歩みを綴る市史の編纂に関する調査・研究に本格的に着手します。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
埋蔵文化財に係る届出・通知件数 [件]	6	7

7-4-2 芸術文化の振興を図る

【現状と課題】

ゆとりやうるおい、癒しなど、生活の豊かさを重視する傾向が強まり、芸術文化に対する関心が高まっています。本市では、文化協会をはじめとする各種団体が中心になって、志度音楽ホール、文化資料展示館、公民館などの施設を利用して様々な芸術文化活動が行われています。

市では、これら市民の活動を支援するほか、文化祭、文化講演会及び各種の催しなど多様な芸術文化行事を展開し、市民の質の高い文化芸術活動を支援するとともに、優れた文化芸術を鑑賞できる機会の提供に努めています。

今後とも、各種芸術、文化団体の自主的な芸術文化活動への支援と、鑑賞機会や発表機会の充実に努めることによって、豊かな芸術と文化を創造するまちづくりが求められています。

また、図書や視聴覚資料の提供を通して市民の知識向上と余暇活用を促す図書館については、更なる蔵書の充実とともに、絵本の読み聞かせ会を開催して子ども達の情操教育に取り組むなど、読書活動を推進する中心としての役割が期待されています。

【取組内容】

（１）芸術文化活動の促進

芸術文化振興の中心となる文化協会の活動を支援するとともに、市内各地で恒例となっている文化祭を地域住民の参加と協力の下、地域の特色を盛り込んで開催します。

（２）芸術文化にふれあう機会の充実

優れた芸術文化を鑑賞することができるよう、志度音楽ホールの運営を支援します。
また、広域定住自立圏の取組を活かし、公演や展示会など、芸術鑑賞機会の拡充に努めます。

（３）文化施設の適切な管理

志度音楽ホール、文化資料展示館、雨滝自然科学館など文化施設の適切な維持管理と運営に努めて文化活動の場の提供に努めます。

【成果の指標】

指標	計画当初（H22）	計画目標（H26）
市民文化祭参加団体数〔団体〕	259	300
志度音楽ホール年間利用者数〔人〕	26,137	28,000

施策8 自然環境保全と環境に配慮したまちづくり

目 標

- 1 自然環境の保全と自然への負荷
低減を図る

基本戦略

- 1 環境保全と生活排水の適正処理
 - 1 環境の保全
 - 2 生活排水の適正処理
- 2 資源循環と省エネルギーにより環境負荷を低減する

8-1-1-1 環境の保全

【現状と課題】

地球環境問題の深刻化を背景に、環境保全の重要性が高まっており、自然環境の保全に向けた具体的な行動の推進が強く求められています。

本市は、北部の瀬戸内海に面した海岸部、中央平野部の田園地帯、南部の讃岐山脈に分け入る山間部、そしてこれらを結ぶ津田川、鴨部川の両水系によって、多彩な生態系と豊かな自然が広がっています。これらの優れた自然環境と景観は、本市の最大の財産であり、未来へと引き継いでいくことが求められています。

市では、平成21年度に「さぬき市環境基本計画」を策定し、環境の保全および創造に関する長期的な目標および施策の大綱、環境の保全および創造に関する施策を推進するために必要な事項を定め、この計画に基づいて、環境保全に向けた取組を推進しています。

今後は、これまで以上に自然環境と景観の保全をはじめ、環境問題への対応を市民、事業所及び行政の三者の協働の下に総合的に推進していく必要があります。

【取組内容】

（1）公害防止のための調査と監視体制の強化

水質汚濁、大気汚染、騒音、振動及び悪臭などはもとより、アスベストなどの環境汚染物質に対しても速やかに対応できるよう、市民からの情報提供体制を構築し、関係機関との連携の下、調査・監視体制の強化を図ります。

（2）環境保全の推進

広報・啓発活動の充実や市民との協働による監視体制により、ごみの不法投棄の未然防止対策を推進するとともに、市民やボランティア団体の清掃活動を支援して、海、山、川など豊かな自然環境の保全に努めます。

（3）自然・環境学習の推進

自然とのふれあい体験や地域の環境活動への参加を通して、自然を大切にする心を育てる人間の育成を図るとともに、温暖化対策など環境問題への理解を深める教育活動を支援します。

（4）野犬等による事故防止

ペットの適正な飼養に関する啓発活動を行って、野犬等による事故防止を図ります。特に犬を飼養する場合には、狂犬病の発生及びまん延を未然に防止し、撲滅するため、狂犬病の危険性を十分に周知し、飼い犬の登録と年1回の予防注射の徹底を図ります。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
狂犬病予防注射接種率 [%]	54	70

※狂犬病予防注射接種率は、狂犬病予防注射接種頭数を飼い犬の登録頭数で除した値です。

8-1-1-2 生活排水の適正処理

【現状と課題】

生活排水処理に関しては、河川・海域等の公共用水域の水質汚濁を防止し、美しく快適な居住環境を確保するため、公共下水道の整備を行っており、これまでに整備済みの農業集落排水及び漁業集落排水施設とともに、汚水等を受け入れて浄化を行っています。公共下水道等については、施設の老朽化が進んで改修が必要となる一方、繋ぎこみが少なく使用料収入が伸び悩んでいることから、今後とも非常に厳しい運営が予想されますが、必要な対策を講じながら、施設の適正な維持管理と健全な事業運営に努めるとともに、湛水防除のための雨水排水対策も推進して行く必要があります。

また、こうした下水道の計画対象外となっている地域では、合併処理浄化槽の設置整備に対して助成を行ってその推進を図っています。合併浄化槽に関しては、設置後の維持管理が不十分との指摘も多く、必要な維持管理を徹底する必要があるため、普及・啓発を強化していくことが求められています。

【取組内容】

(1) 公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業の運営

下水道計画に基づき、認可区域内における下水道管の埋設を行うとともに、老朽化したポンプ場などの施設の更新を実施します。また、公共下水道、農業・漁業集落排水施設の適切な管理に努めるとともに、該当地域における未接続者の接続を促進して、施設の有効利用と生活環境の改善、合わせて下水道事業の採算性向上による事業の持続可能性の確保に努めます。

(2) 合併浄化槽の普及促進

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置工事費の一部を補助し、浄化槽の普及を促進するとともに、啓発を強化して、適切な維持管理を促進し、浄化槽の機能の十分な発揮により、周辺環境の汚染防止に努めます。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画目標 (H26)
下水道接続人口[人]	22,546	23,109
合併処理浄化槽設置人口[人]	19,522	20,091

下水道接続人口は、公共下水道事業、農業集落排水事業・漁業集落排水事業における水洗便所設置済人口です。

8-1-2 資源循環と省エネルギーにより環境負荷を低減する

【現状と課題】

これまでの大量生産・大量消費型の社会・経済活動は、私たちの生活に物質的豊かさや利便性をもたらす一方で、資源やエネルギーを消費し、地球環境問題をはじめ、様々な環境問題をひきおこしています。とりわけ、廃棄物に関しては、大量の廃棄物の排出、後を絶たない不法投棄など、私たちにとって身近で大きな問題となっています。

本市の一般廃棄物処理場としては、香川県東部溶融クリーンセンターがあり、高温での溶融処理を行い、スラグやメタル、またペットボトルに関しては再利用によるリサイクルを行っています。

ごみの排出に関しては、平成19年度に「一般廃棄物処理基本計画」を見直して数値目標を再設定し、ごみの発生抑制やリサイクルの普及促進を図っていますが、今後とも、分別によるリサイクルを更に推進するとともに、一層ごみの減量化を図ることや、省エネルギーに努めるなど地球にやさしい暮らしの普及などを推進していく必要があります。

【取組内容】

(1) ごみの減量化とリサイクルの推進

広報・啓発活動を充実し、市民や事業者の意識の高揚を図りながら、全市一体となった運動を促進し、排出ごみの減量化を図るとともに、「一般廃棄物処理基本計画」で目標とする平成32年度のリサイクル率35%を目指します。

(2) 省エネルギー、環境負荷の低減及び環境エネルギーへの対応

庁舎内における省エネルギー活動、市民への啓発を通して省エネルギーをより一層推進するとともに、引き続き「チャレンジ25キャンペーン」への参加を通して、温室効果をもたらすCO2削減への取組を進めます。

また、太陽光、風力などの新エネルギーについて、施設の更新に合わせて、公共施設への導入を進めるとともに、普及のための支援策についても検討します。

【成果の指標】

指標	計画当初 (H22)	計画 (H26)
一般廃棄物排出量 [t]	16,822	16,000
一般廃棄物再資源化量 [t]	4,515	4,800

資 料

23 さ 政策 第 3 1 号
平成 2 3 年 7 月 2 8 日

さぬき市総合計画審議会 殿

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

さぬき市総合計画審議会条例（平成 1 5 年条例第 2 3 号）第 2 条の規定に基づき、さぬき市総合計画後期基本計画の策定について貴審議会の意見を求めます。

平成24年2月13日

さぬき市長 大山茂樹 殿

さぬき市総合計画審議会
会長 中島賢一郎

さぬき市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

平成23年7月28日付け23さ政策第31号で諮問されたさぬき市総合計画後期基本計画の策定について、当審議会は、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり意見を集約したので答申します。

別 紙

1 はじめに

本会は、さぬき市総合計画後期基本計画の策定について、4回の会議を通して審議を行った。

その過程において、前期基本計画の実績と成果を検証するとともに、各委員から出された市民の要望・期待に応える建設的意見や指摘を、慎重かつ真摯に検討し、また議論を深め、最終的に整理した。

さぬき市が合併10周年を迎えるにあたり、本答申がさぬき市総合計画の理念である「自立する都市」実現に向けた多岐にわたる課題解決の施策推進に寄与するとともに、「住んでみたい」市として全国から羨望される都市になることを期待する。

2 全般的な指摘事項

委員から指摘のあった事項は次のとおりである。

- ①「成果の指標」について、人口減少や社会経済状況の悪化により値が減少する傾向であるにもかかわらず、目標値が増加しているものがある。現状を十分に分析したものとなるように確認いただきたい。
- ②市の取組の周知からまちのPRに至るまで、全般的な広報、啓発、情報発信機能が十分発揮されていないので、そうした面の強化が必要である。
- ③さぬき市総合計画後期基本計画は、指針であり重要度は高いが、審議の過程で出された提案を含めて、実際の事業に反映されることが肝要であり、今後の具体的取組に期待する。

3 各分野における意見

(1) 活力ある産業基盤と地域づくり

- ① 企業誘致
 - 「ヒト、モノ、カネ」のうえに「情報」が必要な時代になっている。本市は、超高速ブロードバンド環境の整備が遅れて、企業誘致の支障となっているので早急な対応が必要である。
- ② 製品のブランド化
 - 本市で働くことへの誇りや生産性の向上を図るうえで、ハマチ、牡蠣、自然薯などのブランド化を推進いただきたい。
- ③ 定住促進
 - 結婚、学校、仕事により転入するケースの多くが借家の情報を求めている。こうした対応をきめ細かくサポートすることが、本市の好感度を高め、定住を促進するものである。

(2) 未来につながる行政経営を推進するまちづくり

① 意識改革

- 職員に意識改革を求めることはもちろんであるが、市民の意識改革も必要である。全てを行政に求めるのではなく、「自分たちでできることは自分たちで行う」という意識を持たなくてはいけない。
- さまざまな障害のある市民は、一見だけではわからない。健常者と同じ対応をすると、誤解を生じてしまうので、細かな気配りで対応していただきたい。

② 職員採用

- 職員採用においては、職員の各年代のバランスがとれ、考え方や対応に偏りがないように留意いただきたい。

③ 可視化

- 市民アンケートで満足度が低い要因に、市民に伝わっていないものがあるのではないか。理解してもらうためには、努力のあとが見えるように伝える工夫が必要である。

④ 財源対策

- ふるさと納税の活用や未収金対策を進め、本市の能力を最大限活用できるように工夫が必要である。

(3) 暮らしを支える安心快適なまちづくり

- 東日本大震災の体験を踏まえて、近く発生が予測されている南海大地震の対策に活かせるように努力いただきたい。

(4) 市民が主体のまちづくり

① 新しい自治のしくみ

- 国、県、民間において、さまざまな提案型助成金を募集している。こうした資金を活用し、市民、地域、NPOの活動を推進することが時代の潮流となっている。

② 市民参加

- 若い人の意識の醸成が市の活性化になるので、審議会等の委員やボランティアに次代を担う若い人の参加を推進いただきたい。

(5) 情報化と交流連携のまちづくり

① IT化

- IT化のインフラ整備は、大変な費用を要する。「どうやってIT化を進めるのか」ということは、研究会を立ち上げるなどして、関係者がそれぞれの役割を果たすことができるように調整することで進められたい。

② 広報の工夫

- イベントの情報は、結果も大切ではあるが「いつどこで何があるのか」というインフォメーションが最も大切である。
- 定年を迎え、仕事から離れる世代の増加が増える傾向にある。こうした世代の社会参加を推進するために、ボランティア情報の充実が求められる。
- 意外と知られていない市の情報、例えば、オリーブハマチの生産から出荷まで、お米ができるまで、市長や職員の日などを番組にすれば、さぬき市の理解が進むのではないかと思う。

③ 観光

- お遍路は、全国的な観光資源であることから、もっとアピールしたほうがよい。
- イベントは、携わっている人たちの熱意が伝わってこそリピーターが生まれるので、人づくりが肝要である。

(6) 健全な心身と思いやりを育む健康・福祉のまちづくり

① 高齢者施策

- 高い高齢化率に対するまちづくりは、高齢化対策については先進的まちづくりになる。高齢者のニーズを調査し、高齢者の満足度が高い先進的なまちづくりを行うが求められている。

(7) 主体的・創造性・生きがいを育む教育・文化のまちづくり

① IT化

- アメリカのある学校では、従来の教科書を廃止し、生徒は端末機で情報を取得して学習し、教師からの指示も端末機を通じてとか。「不易流行」という言葉があるが、黒板にチョークという形態には「不易」の部分がある。IT化においては、「不易」と「流行」をうまく調和させる工夫も必要である。

さぬき市総合計画審議会委員

No.	氏名	所属
1	中島 賢一郎	徳島文理大学副学長・理工学部教授
2	中山 宏	さぬき市連合自治会副会長
3	江崎 博之	さぬき市商工会副会長
4	杉 昌輝	さぬき市農業委員会会長
5	十川 昭五	さぬき市社会福祉協議会会長
6	田村 一良	さぬき市民生委員児童委員協議会連合会副会長
7	小野 泰子	さぬき市教育委員会委員長
8	森安 啓子	さぬき市婦人団体連絡協議会・長尾婦人会会長
9	渡辺 初女	公募
10	千田 豊実	公募
11	熊野 博規	公募

さぬき市総合計画後期基本計画策定の経過

年 月 日	件 名	内 容
平成 22 年 8 月 6 日 ～ 9 月 30 日	市民アンケート調査	対象 20 歳以上の市内居住者 2,000 人 回収 714 人(回収率 35.7%)
平成 23 年 5 月 9 日	庁内会議(部長会議)	策定スケジュール等について
5 月 9 日 ～ 5 月 27 日	前期基本計画の達成状況の調査	
7 月 28 日	さぬき市総合計画審議会	第 1 回会議・会議の進め方について
8 月 3 日 ～ 8 月 31 日	後期基本計画取組調査	
9 月 8 日 ～ 9 月 15 日	庁内ヒアリング	
10 月 27 日	さぬき市総合計画審議会	第 2 回会議・前期基本計画の評価について
11 月 1 日	庁内会議(部長会議)	後期基本計画策定状況報告
11 月 4 日	行財政調査特別委員会	さぬき市総合計画基本計画について
12 月 1 日	庁内会議(政策審議会)	総合計画基本計画について
12 月 8 日	さぬき市総合計画審議会	第 3 回会議・後期基本計画素案について
12 月 19 日	行財政調査特別委員会	さぬき市総合計画基本計画について
平成 24 年 1 月 6 日 ～ 1 月 25 日	市民意見提出の募集	意見提出結果 3 名
2 月 1 日	庁内会議(部長会議)	実施計画書について
2 月 8 日	さぬき市総合計画審議会	第 4 回会議・答申書案について
2 月 13 日	さぬき市総合計画審議会答申	
2 月 17 日	行財政調査特別委員会	さぬき市総合計画基本計画について